

ミット

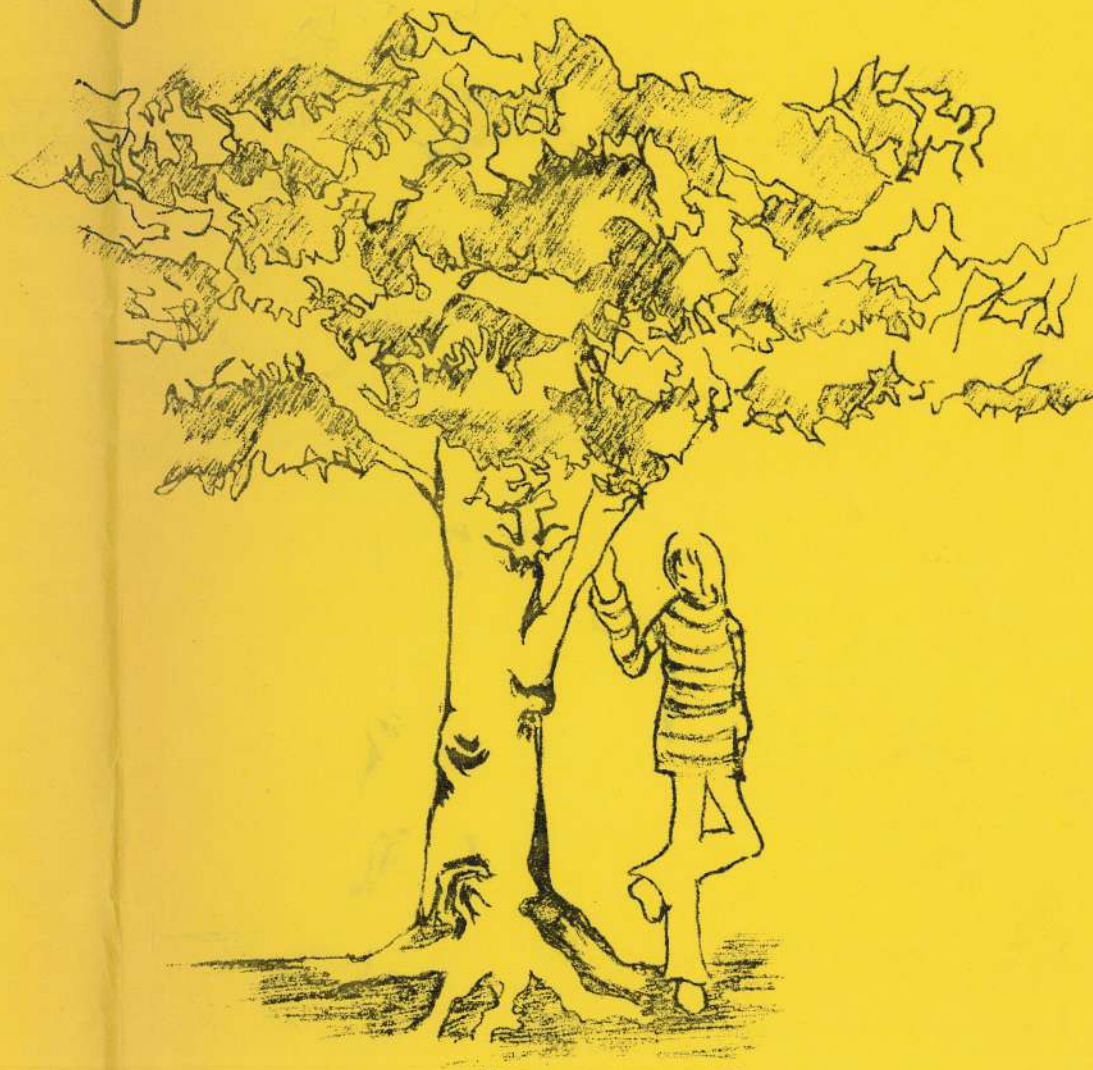
— 1973.11.17 —

5号

<ミットの会>

尾崎力君上告審
資料集

爆発物取締罰則違反に問われている共産同R.G.に救援を!!



はじめに

69・70年の闘争に於て、逮捕された人々のうち、爆発物取締罰則（以下「爆取」とよぶ）によって罰せられようとしている人の数は非常に多い。「爆取」は、70年闘争の弾圧に適用された法規として、「凶弾」と並ぶ代表的なものである。周知の様に「爆取」を課せられている人々は、現在の法体系下に於ては、最高の重刑がまつていゝるわけであり、彼等を一日も速く権力の手から救出するという労働者階級の普遍的な義務の遂行の観点から言つて「爆取」の適用に反対し、かつ「爆取」の廃止をもちとする運動を一層強く広めねばならぬ。「爆取」によつて罰せられている人々の政治的立場や行為について、それが、真に労働者階級の立場を代表したものであるかどうかについては多くの議論が成立し得るとしても、彼等が、決して資本家階級側になつてはいないこと、逆に資本家階級の支配に対する反撥という優れて政治的な行為であること、及び、その殺害が歴史の歯車を逆転させる反動的な方向ではなく、労働者階級と世界の被抑圧人民の勝利を希求したものであること、又、その犠牲的行為を通じて、現代の資本主義社会の社会的矛盾と腐敗を暴露し、こと等々の原則点に於ては、決して否定的に評価できるものではない。したがつて、我々働く者の全てはその政治的見解の如何にかかわらず彼等を資本家階級の攻撃と暴力から守るべき絶対的義務を負つてゐるのである。

第二に、爆取問題に於て、我々が特別に注目しなければならないことはこの被告の大多数の行為は、ほとんどの場合、不発、いわゆる未遂か、さもなくば、社会的に重大な影響を与えていない、即ち、結果としては軽微なものであるということである。にもかかわらず、そうした結果は、この場合、常に基本的な判断からははずされ、もつぱら、「爆弾を使用した」という字義取りの解釈によつて、重刑が課せられるのが、「爆弾」の特徴である。このことは、「爆取」が、行為とその社会的結果に対する社会的責任の追求というブルジョア刑法とは異質の考え方に立脚していることを示すものである。そのこと自体が階級闘争の面に於て特別の意味を有するものである。このことは日々の階級闘争に於て重火器まで準備する資本家階級の暴力に対し、労働者を丸腰で闘わせることを強制するものである。なぜなら、銃砲、刀剣類等々は、日本社会では、労働者から完全に隔離された特別人の持物に限定されていて、日常の闘いに於て、労働者が、自分で用意できるものは、石、棒、その他の若干の「手製の装置」にすぎないのであり、その若干の「手製の装置」が力関係如何によつては、全ては「爆発物」に認定可能だからである。もし、一九五一年・二年に於ける、強力な法廷闘争と援護活動がなかったとするならば、火エンピンですら、おそらく「爆発物」に認定され、「爆取」が適用されたことであろう。（「ラムネ弾」が「爆発物」に認定されている。）

即ち、六九・七〇年闘争に対する判決を通じて、石や棒は、二年（凶弾）それをこえると七年といひ、「社会的相場」が画定されようとしているのである。（結果に対しては、それに殺人、傷害、異物破壊等々として付加されるが、ただ使用しさえすれば、それが、どのような結果を引きおこさなくても、この量刑が課せられる）

労働者階級の全国的蜂起という特別な事態は、一応別としても、階級闘争は、労働者が生活を続ける限り、労働者個々の意志にかかわらず不可避であり、階級闘争に於て、相手側が、常に武装して登場することも、これ又普遍的真理であるならば、これは、単に、今獄中につながれている誰彼だけの問題では、この資本主義社会で、階級闘争への登場を強制されている労働者階級全体にとつて看過出来ないものである。又、現在の爆取被告は自己自身を救出する闘いを通じて、この労働者階級全体の利益を守る尖兵としての役割を果たさねばならないのである。

以上の観点から、我々は「爆取」の「特別な内容」について、多少し、たち入つて調べてみなければならぬ。

(1) 爆取は普通の意味での「法律」ではない。

「爆取」は、その条文の冒頭にかかげられている通り、「勅旨を奉つて」「布告」された、命令であり、現憲法下における法律とは形式に於ても、全く異つてゐる。ブルジョア民主主義に於ける法律が、「国民の代表者」たる議会の於て、「国民の意志」に基いて作成されるものとするならば、天皇の意志により公布された罰則なるものは、如何なる意味に於ても、法律であるとするには出来ない。しかし、「自衛隊が軍隊である」というのと同じくこうした極めてまともな考え方は最高裁によつて否定されている。最高裁は昭和三四年に、「かつて、この罰則は、法律によつて改正されたことがあるから、法律である」という極めて乱暴なる論理によつて「法律としての効力を有する」として合憲判決を下している。

だが、これは文字通りの「形式論」であつて、その実質的内容や、立法過程などとは全く、無関係に判断されているものである。

この判決理由は、「①、明治41年法律第29号の刑法施行法に於て「爆発物取締罰則第一〇条ハ之ヲ廃止ス」と規定されたのみで、同罰則のその他の条項については、これを廃止もしくはその効力を否認するための何らの立法措置も講ぜられず、かえつて旧憲法上の法律の形式をもつて改正手段が行われ、②、大正七年にも同様の手続が行われたことにより、形式的に旧憲法上の法律と同様の効力を有し、③、現憲法施行後の今日に至るまで、廃止又は、その効力の否認のための立法措置を講じられることはない」という点をあげるにとどまつてゐる。これについて考へてみるに、①の明治41年の改正点たる第一〇条とは、もとより、「本則ニ記載シタル者ニハ刑法第八〇条及ビ第八一条の例を用ヒス、但シ一六才未満ニシテ是非弁別ナキ者ハ刑法ニ從フ」といふ、旧刑法との関連をのべた条項であつて、旧刑法が廃止されるにともない、当然無意味化する条文にすぎない、それ故、明治41年の改正とは、形式的にはとにかく、実質的に、この罰則の内容を検討した上で改正されたとはいえず、ただ、現刑法が、施行せられるに際し、手続上必要となる。法律上の字句修正にすぎないのであつて、これをもつて、帝国議会の協賛をえたということはとうてい出来ないものである。②大正7年の改正については、たしかに、全体にわたる審議が行われている故、形式上は法律として、再公布されたかの如きであるが、これについて、子細に検討すると、次の様な問題が存在する。まず、最初、議員の中から、爆発物取締罰則廃止法律案が提出され、その法律案を審議する委員会が設けられ、審議が始められながら、司法省から、その法律案に同意出来ない旨の通告があり、あつて、改正法律案にきりかえられたことである。これは、現憲法下に於けるように国権の最高機関たる国会」と行政権の属する司法省との関係、法律を協賛するにすぎない議会という旧憲法上の関係、さらに議院内閣制が実施されているに當時の政治構造から考へるに、この罰則を廃止しようといふ議会の意志と行政の立場の妥協の産物としての「改正」であつたと思はれる。それ故、第一に、全体の委員会審議時間は二回計二〇数分間だけであつて、しかもその大半は司法大臣の「廃止は不可」との発言にあつており、議員からの発言は、ほとんどなくこの罰則全体を考究したなどとはとうていいえない、第二にしかもその司法大臣の発言に於ても「併シナガラ、此法律ハ古イ頃出来テ刑名モ何モ変ツテイル。今日ハ刑法モ改正サレテ、刑ノ範圍モ苛カラシテ見ルト大分広クナツテ居ルノデアリマスカラ、此刑ノ範圍ヲ変ヘテ、刑名ヲ変ヘルト言フ位ノ修正ハ適當デアラウト思フノデアリマス、併シマダ、当局トシテハ其案モ立ツテ居ラナイノデアリマス、古イ法律ノ之ニ限ラナイマダ沢山他ニアリマスカラ、殊更ニ之ノミニ手ヲカケルト言フコトハマダシテ居ラナイガ……」とみ

れる通り、此の罰則が、当時の法体系にすら不適合であることを示唆し、将来の全面改正をにやせている如く、この改正自体が当座の時限的な性質を帯びたもので、単に、不当にきびしい量刑を当時の他の刑罰規定に近づけた臨時的なものにすぎないのである。

以上、明治四一年、大正七年の改正は形式的にはとにかく、実質的には、大政官令であった「罰則」を国民の代表たる民選議會に於て、決定された「法律」にしたなどとはとうていいえず、むしろ、憲法76条第1項及び第2条における勅令の存在から、維持されてきたものにすぎないものである。さて、③の新憲法施行後、今日に至るまで廃止又は効力の否認の立法措置がないという点であるが、憲法98条第1項は旧憲法76条第1項と異り、現憲法に反する法規の廃止を積極的のべたものであり、憲法の条規に違反する法規の廃止は、改めて、立法措置を講ずるまでもなく、この条項によって既に効力を有しなくなったと考えるのが至当である。ところで、憲法31条及び憲法73条第6号による罪刑法定主義は単に形式の問題を論じているのでなく、国民の代表者に対する、に基いた法律の決定を基準とするという、いわゆる主権在民の考え方の反映であると解されねばならず、したがって、単に改正が、法律として施行されたから、本体も法律となったというが如き便法を認めるものではない。すなわち、改正が法律として行われながら爆発物取締罰則が爆発物取締法にならなかったのは、上記のべた如き、それなりの理由があるわけであるから、当然の事ながら、この罰則は旧憲法における「勅令」と同様のものと理解し、罰則の規定そのものは新憲法と共に無効となったと考えねばならない。憲法73条第6号と字面上反するかに見える都道府県条例における罰則については、地方議會の存在等、一応、近代法律案を前提すれば、できる合理的理由が存在するのであるが、かつて旧憲法下に於て法律扱いされていた(改正が法律をもって行われたこと)から、法律であるかの如き、乱暴な見解は、決つても、できる合理的理由ではない。

さて、上記の様な法の継承関係からの違憲性は、したがって次の如き爆取罰則の内容に於ても多くの問題点をはらんでいる。(昭和四七年三月九日に、最高裁は、この「治安ヲ妨ケ」るとは、公共の安全と秩序を害することをいうものと解するのが相当である」という(最高裁昭和四六(あ)二一九七号)を下している。しかし、これは憲法的俗論を背景とした、独断的拡張解釈以外のなにものでもない。「罰則説明」引用してのべた如く「治安ヲ妨ケ」とは、「國家の統治秩序を妨げる」ことに他ならず、それは、革命やクーデターを除いては、極めて抽象的な事態である。他方、「公共の安全」とは、統治秩序の様な抽象的なものでなく、社会生活を送る国民の生活、身体、財産、権利等々の具体的事物の安全をさすのであって、この両者は、ほんやりした頭に於ては、同一にみえても、根本的に異なるものである。すなわち、治安の中には、人民の具体的生活は、なく、ただ、統治・支配など「秩序」という抽象物があるにすぎず、他方、公共の安全とは、人間の生活を含んだ概念がある。

さて、このことを前提すれば、公共の安全とは、結局のところ、第二の目的たる「人ノ身体・財産……」に含まれてくるわけであつて、「治安……」とは、実は、最高裁の解釈によつても、「秩序」だけが残るにすぎない。

だが、「秩序を妨げる」ということは、蜂起やクーデター以外に於ては、決して具体化せず、それ以外に於ては、行為者の「主観」の中にしか存在しないのであつて、結局は、その意志と思想を犯罪として摘出する以外にはないのである。行為や結果を問題とするか、にみせながら、あるいは「治安ヲ妨ケ」を現行の法体系と調和解釈さしたようにみせながら、実は、最高裁の解釈によつても「爆取」の性質は何ら解釈されていないのである。

(2) 「爆取」は行為や結果でなく、目的を問題にし、「國家体政の破壊」の意志を罰しようとしている。

「爆取」第一条は「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体・財産ヲ害セントスル目的ヲ以テ、爆発物ヲ使用スルモノハ……」と定めている。

この文章は、明治一七年二月一日の参事院上申による同罰則説明に於て「爆発物ヲ使用スルモノハ其治安ヲ妨ケルト人ノ身体財産ヲ害スルト問ハス之ヲ同一ノ刑ニ処ス」とのべられてゐる如く、明確に、二つの目的を規制していると考えられる。第一は、「治安を妨げる」目的、第二は「人ノ身体・財産ヲ害セントスル目的」の二つである。前者は、いわゆる政治犯を、後者は一時犯罪の場合を念頭に於て、立法されているのであろうが、政治犯罪のこうした規定の仕方の中にも、我々は、この罰則が天皇大権下に於て、一方的に規定されたという特質をみる事が出来る。「治安ヲ妨ケル」ということは、どういふことであろうか。旧憲法下に制定された法律や命令の中でしばしば使われた「治安」という言葉は、新憲法下では全く姿を消し、警察等々の取締当局に於てのみ、非公式に使用されているにすぎない。それは当然である。治安とは、「安全に世の中を治める」こと、即ち、一君又は一階級又は社会の一部分による統治を前提として、その統治者の側から、自らの統治の安全をのべたものであつて、主権在民を立場とする現憲法とは全く矛盾せる規定であるからである。即ち「治安ヲ妨ケル」とは、旧憲法の如き、國家制度を前提としてはじめて成立する概念であり、現在、しばしば言われる「公共の福祉」や「公共の安全」等々と言つたことは、全く異なるものである。大坂高裁、福岡高裁は、爆発物が公共の安全や社会生活一般に危険であるという点から、嚴罰規定の正当性をのべているが、これは「治安」という概念と「公共の安全」とを安易に類推した現代風のすりかえにすぎない、このことは、例の「罰則説明」に於ても「夫レ爆発物ノ使用如何に由テ其國家ニ大害ヲ与フルハ歐米各國ノ方ニ憂慮セント欲スルニ亦必ス特別ノ法律ヲ以テ処置セザル可ラス。是レ即チ本則ヲ設クルノ今日ニ必要ナ所以ナリ」として、社会にとつての害悪でなく「國家」にとつての危険性をあからさまに問題にしているところをみて明らかである。ところで、第二次大戦前における「天皇の統治の安全」を維持すること、即ち「治安」を維持することが國民の幸福と安全を保障したかどうかは、既に歴史的評價の確定しているところである。かくの如く、統治の安全、現代風で言へば「体制の維持」ということであるが、この正当性や正当性は、一にかかつて歴史的にのみ証明せられるところであるからこそ、民主主義國家に於ては、政治犯罪を政治犯罪として取り出すことを禁じその政治的目的を不問に付し出現した行為のみを裁くという形式をとらざるをえないのである。したがつて現憲法下に於ては、違憲性の疑いの濃い法案法規のいくつかの法規を除いては、全て一般犯罪と同次元において処理する形式で法規が定められている。にもかかわらず、この罰則は、旧來の考えのままに「治安ヲ妨ケル」目的を処罰することをめざしているのであるから、当然にも、それは、現憲法下の法体系とは両立しえないものである、例の「罰則説明」が上文の引用によつて「本則ニ於テ最モ惡ミテ痛ク禁過ヲ加ヘント欲スルノ主眼ハ爆発物ノ使用スルノ目的ト其使用スル物品トニ在リ」とのべている如く、この目的が、爆発物の威力と共に、重大な問題として罰則内容を規定していることは明らかである。

ところが、問題なのは「爆取裁判」の多くの場合、判決文や起訴狀に於て、「治安を妨げ、人の身体財産を害する目的で」として、第二の「人の身体……」を、政治的事件に対しても付加していることである。なるほど、爆発物を爆発させれば、常に何らかの意味で

「人の身体 財産が害される」ことは明らかである。だが、ここでのべられている目的とは、そのようなわかりきったことではない。そのような事は「爆発物を使用する」というこの中に含まれていることであつて、人の身体・財産に危害を加えるその目的についてのべられているのであつて、第一は政治的目的を、第二は個人的目的をさしていることは明らかである。かく理解してこそじめて、先の「悪むべきは目的と物件それ自体である」という「罰則説明」が生きてくるのである。

政治的事件の場合、例え、この爆発物の使用によって、ある結果が生じようとも、それは決して目的ではない。最初から特定の人物や物件の殺害、破壊それ自体を目的としているものはそもそもわれわれの考える政治的事件には入らない。

ところが、多くの有罪判例が、目的を厳密に検証することなく安易に結果から「人の身体・財産……」を類推しているにすぎないのである。「爆取」に法的に忠実に則らうとするならば、当然目的自体を処罰の対象としなければならず、又、結果を問題とするならば、それは他の法規に基いて処罰すべきであるにもかかわらず、彼らは一方で現在の法体系から結果を問題にするという要請をうけいれながら、そもそもそれと別個の犯罪観にもとずく「爆取」をその量刑の重さを「利用する」ために便宜的に利用しているのである。

(3)「爆取」に未遂罪がないのは、「行為」や「結果」を問題にするのでなく、「目的」と「意志」を裁かうとするからである。

人がある物を使用するという場合は、人があるものの機能を作
用させるということである。例えば「車を使用する」ということ
は、車の機能である「道路上を動く」という機能を作作用させるこ
と、即ち運転である。例えば廃車によじの腐つて子供が遊んだと
しても、それは車を使用したことではない。爆発物の使用とはし
たがって爆発物の機能たる爆発を作用させることである。したが
つて当然にも「爆発物を使用する」ということの中に常識的に考
えて、着手から遂行までの一連の段階があり、それにしたがつて
脱逃、未遂の区分けは可能である。ところがどうしたことか、こ
罰則の適用においては点火、発効等々着手が同時に使用として
定され、その限り未遂の余地は全くない。(大阪地裁に於ても
判例がまづくても、とにかく点火装置を効かせば「使用」であ
るといつている)このような判例が成立するのは明らかにこの罰
則の立法趣旨である例の「爆取爆則説明」の「若シ夫ノ準備ヲ為
シ爆発セシメンガ為メ点火ストイエドモ導火の不通或ハ他ノ障害
ニ因リ意外ニ爆発セサルカ如キハ、彼ノ爆発物ヲ投シテ発セス又
ハ命中セザルト同一ノ所為ナルヲ以テ第一条ニ換テ処断シ」とい
う趣旨に忠実であるからに他ならないのであるが、この趣旨その
ものの中にまたこの罰則特有の旧時代的な考え方がうかがわれる。
「爆発せざる」と「命中せざる」とが何故「同一の所為」なので
あるうか。「爆発しない」ということはその行為者の目的とした
ところのもの、いかえれば問題となる社会的危険が何らかの原
因によつて、客観的には生じなかつたのであり、「命中しなかつ
た」ということは、当人の狭い目的は達しなかつたが、何らかの
危害が客観的に生じているのであつて決して「同一の所為」では
ない。しかも「爆発しない」ということの中にはそもそも爆発物
としての機能を十分に暴しえないものである等、極めて重大な
問題点が存在するのであるが、こうした客観的事実そのものを
不問に附することによつて、はじめて「同一の所為」といいえるの
である。すなわち、これはその行為者の意図においては又はその
意志を判断すれば、「同一の所為」であるということであつて、
まさしく前記の「暴むべきは目的と物件である」という立場に相
当する。超主観主義的刑法観によつて裏づけられているのである。

又「六年以上」である。これと照合させた上に取りあえずの改正として「七年」にしたと考えられるのである。現在の量刑基準から比べればかくすぎるのは当然である。ここには何の理由もなく、ただ古い法律が生きてゐるからこゝそ生じている不合理にすぎないのである。このことから法の下での平等を規定した現憲法とは著しく反するといわねばならない。ところが、これまでの下級審の判例はこの事実を無視して、逆に事態を正当化するために嚴罰の理由をいろいろと付加している。それは凡そ次の二点である。①爆発物は一旦爆発すると他者の人間に危害を加えること、②その故に嚴罰を規定して、事件の発生を予防する必要があること。しかし、これらはまったく理由にならない。まず前者からいへば、戦後の爆発物事件に於て、他の凶器に比して、特に重大な危害を加えたという例は全くない。科学の発達に於ても現在民間に於いて、手製で製作される爆発物には銃器以上（特に機関銃その他）の効果をもつものはほとんどなく、それを作成するに際しては重大な科学的障害が存在する。（判例は一方でこの理由をあげながら、爆発物であるという認定に於ては、単に近隣の殺傷能力のありや否やを論ずるだけで、他の凶器に比べ著しく危険であるという証明がなされないというのは全く矛盾した話である。）さらに現在では一挙に多数に危害を加えるのは爆発物でなく、化学物質、特にたれ流されているPCBや水銀であつてこの論理でいけば、PCBや水銀をたれ流したものこそ徹底的嚴罰に処すべきであるにもかかわらず、そうした立法例や、その意図すらなく、また過失として処理されたり、訴追すらされない場合がほとんどであると考へれば、そもそもこのような危害の程度といふ主観はいい渡しの量刑の基準になりえても、法定刑の基準には絶対なりえないものである。次に後者は悪名高い一般予防論であつてこれでは被告人の人權は他の政治目的の手段にすぎず、近代刑法の考え方とは全く矛盾するものである。

おわりに

さて、いままで述べてきた如く、爆取罰則は、現憲法下の法体系と全く矛盾する。即ち、憲法違反の超反動的治安維持法である。ブルジョア民主主義は、資本家階級内部の争ひ事を調停するものとして成立しており、階級闘争の場では、民主主義的美名とは全く無縁な非道が通用しているのが、資本制社会である。したがつて公務員法の例をまつまでもなく、現社会に於て、一切の治安法規はブルジョア民主主義の聖典である。現憲法と全く矛盾する内容をもつてゐるのであり、労働者階級は、それを一つ一つ徹廃し、ねばり強く闘うことによつて、闘ひの權利を獲得していかねばならない。公務員のスート権が奪われて二十年たち、この明々白々たる違憲性さえ、現在の権力は承認しない。となると、爆取徹廢の闘争は、極めて困難ならざるを得ないことは明らかである。だが、かつて、大正七年、ブルジョア自身が一度は、この法規を廃止しようとしたことの中に、我々の主張の正当性は逆証されてゐるのであり、「正義は必ず勝利する」という確信のもとに、我々は闘わねばならないのである。

爆発物取締罰則違反 被告人 尾崎 力
被告人尾崎力に対する頭書被告事件に関する弁護人の控訴趣意は
左記のとおりである。

昭和四十七年二月一〇日

右弁護人 森 本 安 一 郎

東京高等裁判所第二刑事部 御 中

記

第一、爆発物取締罰則はその形式において、現憲法体制下における、
国法としての効力を保有せず、又その内容において憲法三一条、
同三六条に違反し、同第九八条一項により無効の法律というべ
きである。よつて、同罰則第一条をもつて被告人を処罰した原
判決には重大な法令適用の誤りがあり、右誤りは明らかに影響
を及ぼすものといわねばならない。

一、爆発物取締罰則（以下罰則という）は明治一七年一二月太政
官布告第三二号として制定され、その後明治四一年法律第二九
号及び大正七年法律第三四号をもつて一部改正され現在に至つ
ているものである。すなわち、本罰則は大日本帝国憲法（以下
旧憲法という）の法定前いまだ帝国議会が立法の協賛機関とし
て設けられる以前に、行政官である太政官が勅旨を奉じて一方
的に制定發布したものであり、そこには何ら議会の賛与を経て
おらず、この意味で本罰則は国法体系上はあくまで形式的意味
での「命令」としての効力をのみ有していたことは明らかであ
る（現に木宮高彦・「特別刑法注解」二八七頁においては、「
本罰則は、今日のいう厳格な意味の法律でも規則でもないが、
その制定の様式は規則又は命令に該当する」とされている）。
そして、前述の明治四一年及び大正七年に於ける改正が旧憲法
上の法律の形式をもつて行なわれたことも、本罰則の右国法体
系上の位置を變質せしめるものではない。右改正のみをもつて
して、直ちに本罰則が旧憲法下に於いて法律としての効力を有
するに至つたとする考えはそもそも国民の代表機関である議會
の積極的な立法意思の顯現である「法律」と、単なる一行政機
関の立法意思の顯現に過ぎない「命令」との架構すべからざる
本質的差異を無視する論といわざるをえない。してみると本罰
則は形式上、旧憲法下においても「命令」としてその効力を存
続していたものと言ふべきである。

そして、本罰則がその性格において實質上刑事的な制裁法規
であり、現憲法体系上、法律をもつて規定すべき事項をその内
容とするものであるところ、「日本国憲法施行の際、現に効力
を有する命令の規定で、法律を以て規定すべき事項を規定する
もの」に該当する本罰則は、昭和二年法律第七二号第一条に
より同二年一月一日以降は国法としての効力を失つたものと
いふべきである。

三、仮りに本罰則が、前記二度の改正を経ることにより旧憲法体
系下において、形式上法律としての効力を有するに至つたもの
としても、本罰則第一条は、左記の理由によりその内容におい
て憲法第三一条ならびに同第三六条および同第一四条に違反し、
同法第九八条一項により昭和二年五月三〇日現憲法發布と共に
失効したものである。

（一）本罰則第一条の基本的構成要件要素である「治安ヲ妨害又
ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」は、その概念が極めて
不分明、不明确であり、明らかに憲法第三一条所定の罰刑法

定則に背馳するものと言わざるをえない。就中、「治安ヲ妨
ケ」る目的の概念は、社会通念上、その一義的解釈が不可能
な一般条項的概念であり、仮りに同概念を「公共の安全と秩
序」概念に置き換えてみても、同概念の一般条項的性格が何
ら変ずるものではない。刑罰法規への一般条項的概念の導入
は、とりわけ右概念の如くそれが規範的・価値的性格を強く
帯びる場合には、刑罰法規の解釈、適用に際し、判断者の知
的・認識的判断を不可能に帰せしめるものであり、畢竟同条
の適用は判断者の主観的情緒的恣意もしくは政治的判断に委
ねられることとなる。このような不分明な概念をその主観的
構成要件要素とする本罰則第一条の違憲性は明らかである。

（二）さらに本罰則第一条は、その刑罰法規における体系的地位
は、公共危険罪の範疇に属するものとされているところ、放
火罪その他罪質を等しくする類似の諸法条に比するも、その
刑は極めて苛酷にして、かつ右の如き苛酷な刑を定めるべし
何らの実質的合理的根拠は存在せず、この点において本罰則
第一条は明らかに憲法第三六条に反するものと言わざるをえ
ない。又、

（三）さらに参事院作成の「爆発物取締罰則違反説明集」に「本
則において最も惡みて痛く禁遏を加えんと欲するの主眼は、
爆発物を使用する目的……に在り」とあるが如く、本罰則
の処罰対象は主として行為者の「治安妨害目的」という主観
的要素にあるものといえる。しかるに、右「治安妨害目的」
概念の内容は、その一義的客観性を保持すること不可能な
結局は判断者の主観に依存せざるを得ない所謂「主観的」
こと前記（一）記載のとおりであるが、右概念は、結局のとし
て「公共の秩序・安全の妨害」を意味し、右「公共の秩序・
安全」とは、「法規又は社会慣習をもつて確立している国家な
らびに社会の公けの安全秩序」（警視庁官庁房篇・警察法
説）を指す、との通説的解釈によつても明らかな如く、行
主体の「反体制的思想・信条」を指称するものと言わざるを
えない。してみると、右「治安妨害目的」をその主たる禁
の对象とする本罰則第一条は、行為者の思想信条を主たる禁
罰理由とする所謂主観主義刑法の最たるものと言ふべく、
の点で本条は憲法第一四条に反し無効なものである。

第二、原判決には判決に影響を及ぼすこと明らかな事実の誤認が
ある。

一、原審裁判所は、被告人は昭和四十六年一〇月二三日午後一〇時
三〇分ころ、東京都板橋区栄町三五番三号所在の警視庁板橋
警察署養育院前派出所裏に時限発火装置付手製爆弾一個を設置し
たことをもつて、本罰則第一条に該当するとし、弁護人の、右
爆弾は本罰則第一条所定の「爆発物」に該当しない、との主張
に対し、右手製爆弾は、1「長さ一五センチメートル、直径四
・九センチメートル、厚さ〇・二センチメートルの鉄パイプの
底部を、釘を十字に交差させ、鉛によつて密閉し、上部にはフ
リキを被せ、黒テープによつて固定したものの中に、トリニト
ロトルエン（TNT）、塩素酸ナトリウム、ピクリン酸ナトリ
ウムをそれぞれ八二・一一・七の割合で混合したものを約九
グラム投入したもの」であり、2「仮りに右爆弾の起爆薬の
爆エネルギーが工業雷管程度とすれば、右爆弾は新桐ダイナ
イトに換算して約七五グラムの爆発効力を持ち」、3「本件
爆弾と全く同一の装置を有すると認められる第四機動隊演習場
設置された手製爆弾については、時限装置が有効に作動し
て発射しており、本件爆弾も装置が正常に作動すれば爆発しえる
の」であつたこと、の各理由をもつて、結局、本件「爆弾」
所定の「爆発物」に該当する旨述べている。

(一)は二五四グラムのピクリン酸ナトリウム、塩素酸ナトリウム等の混合物であり、両者は構成物質・重量ともに著しく異なっている。

4 和田鑑定書によると「資料(一)」の黄色結晶物質には約八二%のTNTが含まれていたことが窺える(四冊一三五丁裏)。しかるに証人 沢に対する証人尋問調書によると、同人ら製造にかかる「爆弾」にはTNTは使用されていない(五冊一五丁裏、一六丁裏、一七丁表、二八丁表、二九丁表)。(因みに、ピクリン酸は無色であるが、空気に触れると淡黄色に変色し、TNTは淡黄色の針状結晶を呈する物質であるが空気に触れると茶褐色に変じ、その間の区別は一目瞭然である。又仮りに 沢ら製造にかかる爆弾にTNTが使用されていたとすると、当然、前記「資料(一)」にもTNTが含まれていなければならない事は言うまでもない。)

右ノ乃至4記載の如く、和田鑑定書と小林報告書、沢の司法警察員ならびに検察官に対する各供述調書、同人の原審証人尋問調書との間には、本件爆弾の内容物に関し、看過すべからざる重大な齟齬が見られ、このことは右和田鑑定の鑑定対象となった「資料(一)」と前記「養育院派出所裏で発見された爆弾」との同一性につき、強い疑念を惹起せざるを得ない。右鑑定囑託の過程において、あるいは鑑定の過程において、何らかの原因により鑑定対象物がすり替えられた蓋然性が極めて高いものと言えよう。そして原審裁判所に於いて取調べられた全証拠によるも、右疑念を払拭せしめるに足る何らの証拠も存在せず、むしろ、右各証拠を総合考慮すると右和田鑑定は、本件「爆弾」を鑑定資料としたものではない、とみるのが合理的であり、してみると右和田鑑定書を唯一の証拠として本件「爆弾」の内容物、構造につき、第三(一)の如き認定をなした原審裁判所の判断には証拠の価値判断を誤り、重大な事実誤認を犯したものであり、又右和田鑑定書を除き、本件「爆弾」の内容物・構造を立証するに足る証拠は他に存在せず、畢竟、原審裁判所は証拠にない事実を認定する誤りを犯したものである。右誤認が判決に明らかな影響を及ぼすことは言うまでもない。

(二) 本件「爆弾」の威力につき、「仮りに、起爆薬の起爆エネルギーが工業雷管程度とすれば、本件爆弾は、新桐ダイナマイトに換算して約七五グラムの爆発効果をもつ」とした原審裁判所の判断には理由不備もしくは証拠の価値判断を誤り、又、証拠の存在しない事実を認定したもので、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認が存在する。すなわち、原審裁判所において取調べられた全証拠によるも、右本件「爆弾」の威力を証するに足る証拠は存在せず、加うるに、原審裁判所は、本件「爆弾」の起爆薬の起爆エネルギーを立証するに足る証拠が何ら存在しないにもかかわらず、「起爆薬の起爆エネルギーが工業用雷管程度」との仮定の事件を前提に本件「爆弾」の威力を認定したもので虚無の証拠により事実を認定した誤りを犯しているものである。

ノ 荻原嘉光作成の「回答書(勝本)」(以下荻原鑑定書という)によると、荻原鑑定は「前記和田鑑定書にもとづいて爆発威力等について鑑定した」ものであることが窺われる(四冊一五丁裏)。又鑑定資料も右和田鑑定の過程において分析・析出された薬品を対象としていることは、同鑑定書に「資料(一)」の薬品は化学分析により変形しているもので「(同一六丁表)」との記載より明らかである。ところで、右和田鑑定の対象となった前記「資料(一)」が、本件養育院前派出所裏で発見された爆弾」の内容物とのその同一性において極めて疑しい点が存在することは前記第三(一)記

載のとおりであり、してみると右和田鑑定書及び右「資料(一)」を基礎として行なわれた右荻原鑑定も、本件「爆弾」の内容物とは何ら関係のない資料を対象に鑑定が行なわれた蓋然性が極めて高いものと言える。したがって右鑑定の経過ならびに結果を記載した右荻原鑑定書を唯一の証拠として慢然と右事実を認定した原審裁判所の判断は証拠の価値判断を誤り、判決に明らかな影響を及ぼす事実誤認を犯し、又原審において取調べられた全証拠によるも、右荻原鑑定書を除き、右事実を認定するに足る証拠の存在しないことから、畢竟、原審裁判所は証拠にない事実を認定する誤りを犯したものである。

2 本件「爆弾」の起爆装置の機構ならびに起爆エネルギーに関し、右荻原鑑定書のうち「発火機構」に関する「スポイト内の硫酸が流下し……起爆薬に接触し……点爆させる機構である」との記載部分(四冊一五九丁表、一六〇丁裏)、前記「和田鑑定書」のうち「資料の機構の考察」と題する右同旨の記載部分(同一三九丁裏)、ならびに右「和田鑑定書」鑑定結果/(二)記載の「黄褐色粉末状物質は雷汞と塩素酸カリウムの混合物と認められる」との記載部分(同一四〇丁表)の各証拠が存在するのみで原審裁判所において取調べられた全証拠によるも、右起爆剤の量、混合割合、起爆装置の起爆エネルギーを立証する証拠は他に存在しない。

ところで、原審第二回公判調書中の証人荻原嘉光の供述記載部分によると(本件「爆弾」が爆発の可能性については「起爆薬の量とか起爆薬を包んでいる容器の強度等」(四冊六〇丁表)に問題点があり、(起爆薬に)「所要のエネルギーが適当な容器に装填されて」おり「起爆薬のエネルギー解放が非常に効果的であるならば……爆発を起こす(同六〇丁裏)が、本件の「起爆薬のエネルギーが工業用雷管と同じ」かどうかは不明(同六四丁)であり、又本件起爆薬がビニール袋に装填されているため、雷管の如き「容器効果はなく、それを補うためには薬量効果を上げる必要がある」が、本件「起爆薬」が起爆力として充分なだけ薬量効果が補える薬量があつたかは「量的に(鑑定経過において)出ていないから不明」(同八二丁)である、といのである。ところで所謂工業用雷管は、管体・起爆薬(雷汞・塩素酸カリ等の薬品)及び添装薬(テトリル・ヘキソゲン等の薬品)の三体より構成されており、(起爆薬の)ではその機能を果しえないことは言うまでもない)、その作用は(導火線あるいは電気的装置の点火により)まず「爆薬が爆発し添装薬を起爆せしめ、この起爆薬と添装薬の爆発によるエネルギーが管体の破裂による衝撃エネルギー(前記の容器効果)と相俟つて有効な起爆エネルギーを揮することとなることは公知の事実であるが、本件「爆弾」の「起爆装置」は右工業用雷管に対比すると、右「起爆装置」を有するのみであり、この事実のみによつても本件「起爆装置」が周囲の「爆薬」を爆発せしむるに足る有効なエネルギーを発揮しえたか否か極めて疑問の存するものである、況や、原審裁判所において取調べた全証拠によっても、本件「起爆装置」が、右「添装薬」の爆発エネルギー及び容器効果を補うに足る充分な薬量を有していたとの事実を認めることは出来ないものである。そして「爆薬」が所定の威力をもつ「爆発」(爆燃・爆轟)を起こし得るためには、外部から有効量の起爆エネルギーが加えられることが必須の条件であり、起爆エネルギーが不十分な場合には、爆薬所定の威力を顕示しえないものであることは、前記原証言を俟つまでもなく公知の事実であるところ、本件

起爆装置」が右の如き作用を果たしたか否か、ひいては本件「爆弾」が本罰則所定の「爆発物」としての威力を示し得たものか、頗る疑問の存するところであり、この点を看過して慢然と、「本件「起爆装置」が工業用雷管程度の起爆エネルギーを有していたならば」との仮定の事実に基づき、本件「爆弾」の威力を認定した原審裁判所の判断には、畢竟、理由不備もしくは証拠に存在しない事実を認定した誤りを犯したものであり、右の判決に及ぼす影響は明らかである。

(二) 本件「爆弾」は、その構造・装置からして絶対的に爆発不能の「爆弾」であり、この意味で、本件「爆弾」は本罰則一条所定の「爆発物」には該当せず、右の点を看過して慢然と本件「爆弾」を爆発可能な爆発物に当たるとした原審裁判所の判断には、判決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認が存在する。ところで、本罰則所定の爆発物と言ひえるためには、当該物体が、爆発を惹起すべき装置を具備し、当該物体の通常の使用方法に従う限り、現実の爆発可能性を有する物体であることを必要とし、その性質・装置の不備、あるいは欠陥の爲、当該物体の使用方法に従った通常の用法・使用状態によつては、そもそも爆発の可能性が存在しない物体は本罰則所定の爆発物に該当しないこと言うまでもない（福岡高判昭三〇・六・二五）。本件「爆弾」は、ビニール管内の化繊綿を伝わり流下したスポイト内の硫酸が、右ビニール管末端の雷汞・塩素酸ナトリウムの混合物（起爆薬）と接触し、右起爆薬を点爆せしめ、その起爆エネルギーによりビニール袋内にある周囲の薬品を点爆させる機構となつてゐる（小林報告書、和田・萩原各鑑定書）。そして、右の如き機構の本件「爆弾」が、現実的に「爆発物」として有効に作用するためには（本件「爆弾」管体内にあるビニール袋内の薬品の内容物・構成等に関する原審裁判所の判断が極めて疑わしいことは前記第一、（一）記載のとおりであるが）、右起爆装置が有効に機能しかつ周囲の薬品を点爆せしめるに足る十分な起爆エネルギーを発揮しえることが、必須不可欠の前提条件であること言うまでもない。然るに原審裁判所は、右起爆装置の有する起爆エネルギーに関し、慢然と「工業用雷管程度の起爆エネルギーを持つ」との仮定に基づき、証拠に存在しない虚無の事実を認定する誤りを犯していること前記（一）記載のとおりであるが、加うるに本件「爆弾」の起爆装置は、構造上の欠陥により、その通常の用法によつては、そもそも起爆装置としての作用を果たし得なかつたものであり、結局、本件爆弾は右起爆エネルギーの点を指しても右起爆装置そのものの欠陥により絶対爆発すること不能な物体と言ひべく、本罰則所定の「爆発物」には該当しない。

（河内恭一の検面調書（騰本）「および」第二回公判調書中証人和田健雄の供述記載部分）（一冊二四丁裏、四冊三八丁裏）によると、本件「爆弾」が養育院前派出所裏で発見されたのは、一〇月二三日午後一時五〇分頃であり、その後同二四日午後二時頃から水没処理を施されるまでの約一四時間もの間、解体等処理を何ら加えられないことなく放置されていたものであるが、本件「爆弾」は実際には起爆装置が機能せず、爆発しなかつたのである。本件起爆装置と同一の起爆装置を有するものと考えられる仲宿派出所裏に設置された「爆弾」においては、同二三日午後四時過ぎ頃設置された後、水没処理の施されるまでの間、約二時間放置されながらも結局、同様に起爆装置が機能せず、爆発せずに終つてゐるのである（斎藤哲夫の司法警察員ならびに検察官に対する各供述調書（騰本））。右両事実は、本件起爆装置がその構造ならびに性質上の欠陥により、起爆装置としての機能を全く果

たしえない物件であつたことを窺わせしめるに十分である。

右起爆装置は、同装置のビニールパイプ部分を渦巻き状にしていた上、長さが二八センチメートルもあつた（「小林報告書、添付写真」四冊一二九丁裏、「前記和田の供述部分」同三六丁表、四六丁裏）為、硫酸が起爆薬を装填した部分に達することが不可能であつた点に主要な構造的欠陥を有するのであるが（「右和田の供述記載部分」四冊三六丁表）、本件起爆装置は、過去に製作したものとは異なり、そのビニール管と起爆薬を装填したビニール袋との接続部分を糸で括つた上、更にビニールテープを巻きつけたのであるが、ビニールテープの巻き方が嚴重であつたため、右接続部分が緊縛され、硫酸が右起爆薬まで達することが出来なかつた、といふのである（同人の尋問調書、五冊二五丁裏、同二六丁表、同三一丁表）。してみると、本件起爆装置は、右沢が以前に製作したものとは異なり、そもそもその構造上の欠陥からして起爆装置としての作用を果たしえなかつたものであり、結局、本件「爆弾」は、絶対爆弾することの不能な物体といへば、本件「爆弾」を本罰則所定の「爆発物」と認定した原審裁判所の判断には判決に影響を及ぼすこと明らかな事実誤認が存在する。

二、 「被告人には（本件爆弾の設置に際し）治安を妨げ、かつ人の身体・財産を害する目的が認められる」とした原審裁判所の判断には、明らかに判決に影響を及ぼすべき事実誤認が存在する。すなわち、本罰則の主観的構成要件である「治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスル目的」とは、その目的内容たる「治安妨害又は身体財産に対する加害」自体が、主観的に行為者の行為を手段として実現しようとするものであることを要し、さらに行為者の右目的内容に対する認識は単なる未必的認識では足りず、確定的かつ窮極的であることを必要とするところ、被告人には右の如き意味での本罰則所定の「目的」は存在しなかつた。

（一） 原審裁判所は、ノ共産同RGは、かねてから爆弾を使用して国家機関に対する闘争を企画しており、昭和四十六年八月下旬ころの爆弾の爆破実験を契機に、所謂「爆弾闘争」を実行することとなつたが、被告人は、右闘争方針を是認し、本件為も右闘争の一環であること、および本件行為当日、右組織によつて他の警察署派出所にも爆弾が設置されることを図つてゐた、との理由をもつて、被告人には、「公共の安全と秩序を害する目的」が存在していた旨認定している。

しかし、被告人が本件行為当時所属していた共産主義者同盟RGは、昭和四十六年六月ころ、神奈川左派ら関西三共が合同し、所謂第三次RGとして再編制されたものである。右再編後の共産同RGの組織的特徴は、隊員二乃至三名からなり、各々自律的な活動を行なう数個の班をその組織単位とした所謂「アルジェ型ヒエラルキー」をとつていた点にあった。そして各班は、各自その活動拠点をもち、各班独自にその活動を展開してゐたもので、各班ごとに極めて厳格な秘密主義を保つてゐた為、各組織員は組織全体の動向は言ひまでもなく、他班の構成、活動状況等について知りえない構成となつてゐた。一方右RGの組織自体の活動方針等は主として約四名ほどの者により構成されてゐる「中央政治局」（PB）においてあるいは右PB構成員を含めた「部課長会議」と称される集団指導形態のもとで決定されることとなつてゐた（前記橋本、沢の各供述書）のであるが、昭和四十六年六月のRG再編以降、同年一〇月初旬ころまで数回開催された右部課長会議においては、所謂新左翼諸党派間の組織再編制をめぐる政治路線論議が主として行なわれてゐたもので（右斎藤の昭四七・四・一付

供述調書一冊（四三丁表）、右組織の具体的な活動方針等が右部課長会議の場で決定された事実は何ら存在しない。

就中、原審裁判所において取調べられた全証拠によるも、原審裁判所認定の様な昭和四十六年秋には、RG独自に爆弾を製造して、国家機関に対する所謂爆弾闘争を展開するとの如き具体的な闘争方針が右部課長会議において決定されたとの事実を証するに足る証拠は存在しない。確かに「右齋藤の昭四七・四・一付司法警察員に対する供述調書（勝本）」には「（昭和四十六年）春から夏頃までにかけての会議において……三派止揚八派解体の政治路線から来る闘争方針ということで……大衆武装闘争、爆弾闘争の二大闘争方針が打ち出され」（一冊一四三丁）たとの前記原審裁判所の認定を裏付けるかの如き記載が存するが、右闘争方針自体、同人の右供述調書によるも「具体的に言葉で爆弾闘争をやるといふことは出なかった」（同一四四丁表）のであり、又、「同人の昭四七・四・五付、検察官に対する供述調書」には、「爆弾を作ったとか権力機関に仕かける事について話し合いが行なわれたのではないかと質問ですが、私にはわかりません。幹部の方で……話が合ったか……（は）わかりません。」（二冊一八丁裏）との右事実を否定する趣旨の記載が存すること、さらには、右齋藤が昭和四十六年九月二日ころ前記「沢から「爆弾」を受取るに際し、「（同人は爆弾を）使用するという話は、沢から（爆弾を）取りに来いと言われるまで全然わからなかつた」（同供述調書二冊一九丁裏）つた、「（同年九月二日）爆弾を受け取った当時はこの爆弾を仕かける場所は決まっていなかつた」（同二三丁裏）等の各記載とを対比すると、RGが組織として「国家機関に対する爆弾闘争」を決定し企図した事実は存在しなかつたと考えるのが相当と言わなければならない。

そして右事実と、前述の如くRGの組織構成が各自自律的な活動を行なっていた各「班」よりなる「アルジェ型ヒエラルキー」と「集団指導体制」の原理よりなっており、単一の指揮系統のもとで各組織構成員が集団的統一行動をとる形態を有していなかつたRGの実体を併せ考えると、被告人の本件行為が「RGの爆弾闘争の一環」として行なわれた、との原審裁判所の判断はこの点につき明らかな事実誤認を犯しているものといえよう。

被告人の右の点に関する、「具体的に爆弾を仕かけを話を聞いたのは昨年（四十六年）一〇月二日（本行為日の前日）が初めて」（昭四七・四・一三付検面調書五冊一五四丁表）であり、「（被告人）が竹谷や新里に、近いうちに爆弾闘争に入るなど言ったかも知れませんが、これは……何らの裏付のないもの」（同一五五丁表）であつた、との各供述記載の存在も、被告人の本件行為がRGの「爆弾闘争の一環」として行なわれた、との右認定事実を否定するに十分といえよう。

2 被告人の本件行為は、原審裁判所認定の如き、RGの「自衛隊・警察等の国家機関を対象とする『爆弾闘争』の一環として行なわれたものではなく（RGの組織方針として右の如き「爆弾闘争」が企てられた事実は存在しないことは前述のとおりである）、当時RG「部課長会議」を中心として展開されていた「二派止揚八派解体」の言葉で総称される所謂新左翼各党派間の組織再編制をその最終目的として行なわれたものである（第四回公判調書、被告人の供述記載部分、五冊二一八丁裏乃至二三三丁裏）。

そもそも、目的犯の主観的構成要件要素たる「目的」は、当該具体的な犯罪行為を行なうに際しての当該行為者につき、

個別的にその存否を判断すべきであり、この点において、仮りに右RGの組織内部で、原審裁判所認定の如き、所謂「爆弾闘争」なる政治闘争方針が醸成されていたものとしても、単に被告人が本件行為当時右RGの構成員であつたとの事実のみをもつてして、右組織の政治闘争方針の存在と被告人の本罰則所定の「治安妨害目的」の存在とを容易に同一化した、原審裁判所の判断には、後記(二)記載の事実をも勘案すると、明らかな事実の誤認が存在する。

(二) さらに原審裁判所は、被告人は昭和四十六年八月下旬ころ山梨県下における「爆弾」爆破実験に参加し、本件「爆弾」が右と同種のものであることを認識していたこと、2本件「爆弾」の設置状況、3RGの前記爆弾闘争の目的と被告人の竹谷俊一に対する話の内容から被告人には「人の身体財産を害する目的」が存在した、と認定している。

しかし、右山梨県下における爆破実験の状況は次のようなものであつた。

すなわち、「爆弾」を雑木林の中に設置し、（爆弾に濃硫酸を注入してから）「十分位で、バンと鈍い音を発し」（齋藤・二冊四丁裏）、その音は「自動車のバックファイヤー」程度であつた。被告人は、「『爆弾』から一〇米程離れた木の蔭から状況を見ていたが、『爆弾』本体は」見えていない（昭四七・六・七付員面五冊一七丁裏）。爆発後、附近の状況を調べてみたが、爆弾を設置した場所に「穴があくとか、木の幹が折れる等の変化はほとんどなかつた」（第四回公判調書、被告人供述記載、五冊二一三丁乃至二一五丁裏、二四二丁裏乃至二四三丁表）。右事実によると、山梨県下で実験に供された「爆弾」の威力は、極めて弱いものであり、到底その「爆弾作用そのものにより」本罰則所定の如き結果を齎す様なものではないことが認められ、又、被告人も右「爆弾」の威力を右程度のものと考えていたことが窺われる。しかも被告人は、右実験に供された「爆弾」そのものは、現実には見ておらず、本件「爆弾」についても、外観はともかく、その構造等は全く知識していない、のであつて、原審裁判所の「被告人は、右実験に使用したものと本件『爆弾』と同様の装置のものであると知っていた」との判断には、明らかな誤りが存在するものといえる。してみると、右実験に参加したことをもつてして、本件行為に際し、被告人が、人の身体財産に害を与える結果を十分認識しており、よつて右「加害目的」を有していた原審裁判所の判断には、判決に影響を与えること明らかな事実誤認が存在する。

2 被告人は、本件「爆弾」を派出所裏にある看板の、派出所とは反対側の蔭に設定した（小林、昭四六・一〇・二五付実況見分調書四冊八四丁以降）ものであるが、右場所に設置したのは「看板にその爆発物がぶつかつて（効果が派出所の）窓に」までいかない、したがつて、「派出所内の警察官に傷を与えることはない」と思つた（第四回、被告人供述記載部分、五冊二〇八丁裏乃至二一〇丁表）からであつた。右の如く被告人は、本件行為に際し、派出所の建物や同所内の警察官等に対し危害が及ぶことなき様細心の注意を払つていたことが窺われるのであつて、この意味で本件「爆弾」の右設置状況を理由に、被告人が人の身体財産に対する「加害目的」を有していたとする原審裁判所の判断には判決に影響を与えること明らかな事実誤認が存在する。

3 原審裁判所は、本件爆弾の設置時間を「昭和四十六年一〇月二三日午後一〇時三〇分ころ」と認定しているのであるが、警察官河内恭一によると「（河内は、爆弾発見の為）

三回検索し三回目には本件爆弾言発見した。一回目、二回目の検索の時も爆弾のあった所を検索している。二回目の検索は(夜)一一時四〇分頃であった」(同人昭四七・三・二二付検面、一冊三二丁裏、同三五丁)というのである。してみると、本件爆弾が設置されたのは同日二三時四〇分ころから「爆弾」の発見された同五〇分ころまでの間となり、右は、被告人の「設置した時間は夜一一時半前後」(第五回公判調書、被告人供述記載、五冊二七二丁表)との記憶ともほぼ付合するのである。この点についての原審裁判所の右判断には明らかな事実誤認が存在する。そして、右事実と、被告人が「爆弾」の設置場所を養育院前派出所としたのは、「(爆弾を被告人に渡した某の指令した)菓鴨駅前派出所付近は、人通りが多く通行人が怪我をするといけないと思った」(昭四七・四・一四付検面、五冊一五八丁、同一七一丁裏)からである、との事実を併せ勘案すると、被告人が、右「加害目的」を有していなかったことを充分に窺うことが出来るのである。

4 さらに被告人が竹谷俊一に対し、本件行為当日の三日程前話した「爆弾を仕掛けて交番を爆破するから云々」との言葉は、むしろ「交番に仕掛けて爆発させるから云々」(竹谷、昭四七・三・一九付員面、二冊六二丁表)との趣旨と解するのが相当であり、少なくとも、被告人の右発言をもって右「加害目的」の存在を認定した原審裁判所の判断には、飛躍が存在するものといえよう。

以上の如く、原審裁判所の、「被告人は本件行為に際し、人の身体財産を害する目的を有していた」との判断には、明らかに判決に影響を及ぼす事実の誤認がある。

第三

原審裁判所は被告人に対し、爆発物取締罰則違反の事実を公訴事実の通り認定し、懲役六年の刑を言い渡した。しかしながら右刑の量定は不当に重きに失するものと言わなければならない。

一、本件「爆弾」は、その原因はともかくとして、結果において爆発するに至らず、人の身体生命に対しては、何ら具体的な実害は生じなかったものである。ところで本罰則所定の刑が、放火罪その他類似的法条に比し、必要かつ合理的な範囲をこえて極めて苛酷なものであることは前述のとおりであるが、右刑の苛酷さは、本罰則第一条所定の行為には所謂実行未遂をも含むとの通説的解釈により、そこには、法律上、未遂減刑の余地が全く存在せず、本件の如く爆発物が爆発せず具体的実害が何ら生じなかった様な場合には、その維持せんとする保護法益との対比において、極めて耐えがたきものとなるのである。そして右事実が、本罰則第一条の違憲性を明白に裏づける理由とも言えるのであるが、本罰則を適用するに際しては、右事実を十分勘案し、特に具体的な刑の量定の過程において、右法律上未遂減刑が許される場合との対比における不均衡を是正するよう運用することが憲法第一三条同第三六条の趣旨に適うものといえよう。してみると、右の点を何ら考慮せず、被告人に前記の如き刑を言い渡した原審裁判所の刑の量定は、不当に重きに失するものといふべきである。

二、又、本件行為自体、何らの現実の実害を生ぜしめなかった点や、本件行為後の被告人の行動に窺われる本件行為に対する反省の態度、家族の状況、さらに被告人には前科も存在せず、年も若く、その社会的矛盾・不正義に対する鋭い感覚は指導よろしきを得ることになり、そこには極めて将来性豊かな可能性が見られること、など諸般の事情を総合勘案すると原審裁判所の刑の量定は不当に重きに過ぎるものといえる。

私は爆発物取締罰則被告事件により東京拘置所に拘留中の者であります。当該被告事件について控訴いたしました。その趣旨を左記のように申しのべます。

一、法令解釈の誤りについて

本被告事件は、設置後一時間ないし一時間半経たのち爆発するよう製作された物件が使用されたのであるが、不発処理として爆発予定時刻を数時間経たのち水中に投入するまで爆発を惹起するに至らなかった。その理由については、被告人が設置の際、当該物件を誤まつてびつくりかえしスポイトの中の硫酸をこぼした為かあるいは製作者Bの原審に於ける証言のごとく製作過程での誤りであったかは原審に於ては不問にふされた。しかるに、Bが同時に作成したとみられる他の二個の物件（中宿派出所及び椎名町派出所に設置されたもの）も本件同様爆発を惹起するに至っていない。所て設置されたものも本件同様爆発を惹起するに至っていない。椎名町派出所に設置された物にいたつては、本件同様昭和四十六年十月二三日後に設置されたものとみうるに關わらず、二五日に至るまで爆発しておらず、製作者Bがその製作過程で致命的ミスを行っていることは明らかである。Bは本件原審に於て、檢察側証人として出廷し、本件物品の製造過程においてビニール管の一方の先端に取付けたスポイト中の硫酸がもう一方の端に取付けた塩素酸カリを入れたビニール袋の中にしたたり落ちて爆発を惹起するよう製作したのであるが、その際ビニール袋をビニール管に取りつける為テープを使用したのだが、ビニール管のないところまでテープをまいてしまひビニール袋を密閉する状態にしてしまつたため、当該物件が爆発を惹起するに至らなかったものであると証言している。この事については、警視庁化学検査所の鑑定人のズサンな鑑定、分析により明らかにされていなが、前記のごとく他の二件も不発に終つてゐることはこの証言を裏づけるものである。この事は本件物品がその威力等の点で爆発物取締罰則（以下爆取と略す）で言うところの爆発物であるか否か以前に理化学上の爆発物ですらなかつた事を示すものである。この事に關し昭和二十八年六月二五日、福岡高裁第二刑事部の判決に於て、「爆発可能の分量である一五反以上のカーバイトの投入されたラムネ瓶に十分な水量を注入したいわゆるラムネ弾はその球栓が栓座に接合して瓶が密栓された瞬間、理化学上の爆発物となるものと解されるので、右のラムネ弾を使用したのに球栓が栓座に接合せず、瓶が密栓とならなかつたことのためにそれが爆発しなかつた場合には、爆発物を使用したものといふことはできない。」という旨の判例が出されている。つまり、当該物件が爆取法で言うところの爆発物であるか否かの前に、理化学上の爆発物であるか否かが先行的に問われねばならない。（同様の事は同裁昭和三〇年四月二五第一刑事部の判決に於ても示されている。）

判決文においては

「……それが爆発しなかつた場合、球栓が栓座に接合して瓶が密栓となつていた限り、それはすでに爆発物となつていたラムネ弾を爆発させるまでの処置が拙く、……爆発しなかつたもので、それは爆発物を使用したものといふ事ができるが、球栓が栓座に接合せず瓶が密栓となつていなが、それはいまだ爆発物としてのラムネ弾の製造が完成せず、爆発物でなかつたものを爆発させようとしたまでのことで爆発物の使用とはならないものと言わねばならない。」又、

「パツキンの附置状況からみて、パツキンの不完全なため、球栓が栓座に接合せず、完全な密閉がなされていなが……爆発現象を惹起してゐないことが明らかであるからいわゆる本件ラムネ弾は、爆発物としての製造が完成せず未だ理化学上の意義に於る爆発物ですらなかつたものと認められるので勿論爆取法の爆発物に該当しないものといわねばならない」とされている。それ故本件に於ても製作者のミスにより当該物品が爆発物としての製造の完成をみず故に理化学上の意義に於る爆発物でなかつた事が明らかなので、当然にも爆取法の爆発物には該当しないものといわね

ばならない。この点に關し、原審判決で不問にふされ本件物品を爆取法でいうところの爆発物と認めてゐるのは、重大な法令解釈の誤りであり、違法と言わねばならない。

二、事実の誤認について

1、被告人は「人の身体・財産を害する」目的を持つてゐなかつた。本件は被告人供述のごとく「二派（赤軍派・日共左派）の止揚・八派の解体」という被告人らの政治主張のアピール、デモストレーションとしてなされたものであり、その為の「爆発物」らしき物の使用、それ自体が目的であり、人の身体・財産を害する目的をもつてなされたものではない。その事は以下の点から明らかである。

A、当該物件は片側を鉄道の線路、片側を空地（養育院の敷地）に狭まれた人家のない、その意味で人通りの少ない道路
B、に面した派出所から二（三）メートル離れた立看板の、派出所とは反対側の脇に
C、深夜一・三〇分（二・〇〇分頃、最遅電車もなくなくなつた夜中の一時前後に爆発する事を予想して設置された。

ものである。また、被告人Aのごとき場所を選ぶのに長時間費していることや派出所のすぐ脇に設置する方が人目につきにくいにも關わらず、またそれは何ら困難な事ではないにも關わらず、Bのごとき場所に、人通りの皆無が予想される時刻に設置している事から見ても明らかである。なおBについては派出所建物の損傷を恐れたものではなく（当該物品の威力では不可能）派出所窓ガラスに当該物品があたりガラス片で派出所内の警察官が傷つくのを危うしたからである事を申し添えておく。この様にABC三点と後述する当該物の爆発力の点から見て「人の身体・財産を害する目的」を被告人Aがもつていたとはとうてい考えられない。にもかかわらず原審に於ては、設置時刻を一〇・三〇分頃と誤まつて判断する事により、この被告人の主張を排せきしてゐると見うけられるが、これは重大な事実誤認と言わねばならない。

被告人は一、設置予定時間の一時をオーバーしたこと

一、爆発予定時間が一時前頃である事を確認した事

一、「共犯者」と別れる時、彼の使用する電車の有無を

危うした事、

等により一・三〇（二・〇〇）頃に設置した事を供述したにもかかわらず、共犯者竹谷俊一（一）の供述が当日一〇・三〇分頃の当該派出所の内部の状況と合致する事をもつて、一〇・三〇分と判断されたものであるが、被告人らは現場附近を約一時間徘徊してあり、それ故竹谷の供述が被告人の一・三〇（二・〇〇）の主張を何ら否定するものでないにもかかわらず、原審に於ては、これを否定し、檢察官主張の一〇・三〇分頃を採用している。これは事実と異なつてゐるし、もしこの事が、「人の身体財産を害する目的」をもつてゐなかつた事を否定する理由とされているなら、これは重大な誤認と言わねばならない。

ロ、当該物の爆発威力について

被告人供述のごとく、当該物件の威力はきわめて微小なものである。当該物と同種のものとみられる物品の、被告人らによる山中に於る実験では、数メートル離れて立つてみていた被告人らに何ら損傷するものでないのみならず附近の樹木等をも全く損傷させず、設置した場所の土がえぐれるというような事もなかつたものである。なお、この点について、警視庁化学検査所鑑定人の見解では、かなり威力を持つもののごとく、鑑定されているが、その鑑定は冒頭に記したようにきわめてズサンなものであり、多くの推量で判断されたものであり（例えば起爆薬について）また政治的判斷が作用していることを指し示なければならぬ。何はともあれ、スポイトに微々たるものでも欠があつていたり少しのスキ間でもあれば爆発するかも知れぬ当該物品を車にのせて半日以上走り回つてゐたのであるから、被告人がその威力をどの程度と考へてゐたか、おのずと判らうと言ふものである。その爆発の様子を目撃した被告人らの意見を排し、きわめて政治的になされた警察による鑑定結果を採用し、爆取法でいうところの爆

発物に該当すると認定した原判決は不当であり、重大な事実誤認である。

なお、前記設置時間について、被告人が時計を所持していた事を、申し添えます。

三、爆発物取締罰則そのものの違憲性について

爆取法は明治一七年に制定されその後大正七年にその量刑に、手を加えられただけという古い法律である。制定は当時の自由民権運動を弾圧する為になされ、その量刑の重さはおどろくべきものがある。その弾圧法としての性格、革命運動を圧殺するものとしての本質は今も変わらない。わざわざ未遂罪、蔵匿罪を設けたり、告知を義務づけたり、またその規定のきわめてあいまいな事や、「……の目的」を持つていない事を証明しないかぎり「……の目的」を持つているとみなされるなど、その前近代性は、正に前世紀の遺物であり、即刻廢法化されなければならないのだたる悪法である。過去に於ても現在でも多くの学者によりその不要性・廢法化が主張されている。今回の刑法改悪に於ても、大部分の他の事案と異なり、これだけはその量刑が軽減されている。このように爆取法そのものの存在が意味がないばかりでなく、全く不当なものでありその量刑の重さは今日権力者自ら認めている。被告人は基本的にはこの爆取法は階級斗争を圧殺する為のものであると考える。同時にその前近代性、違憲性は、多くの論を待たずとも明らかであると考える。それ故即刻廢法化されねばならない。百歩譲って、この様な悪法は、その適用に於てはきわめて慎重な判断がなされねばならないに關わらず、本被告事件、その他に於て爆取法が無原則に適用されているのは遺憾である。

右控訴趣意書提出いたします。

昭和四八年二月一〇日

右被告人 尾崎 力

板橋警察署長 殿

警視庁科学検査所長

鑑定結果回答について

昭和四六年一〇月二六日付板公第一〇〇八号をもつて依頼のあった鑑定は別添鑑定書のとおりであるから回答する

テープを取り除くと、その上端にはプラスチック製スポイトの吸注入口が挿入され、接合部分は糸で縛つてある。また、他の一端には、黄褐色の粉末状物質をポリエチレンよう皮膜で包んだほぼ球状のものが糸で縛りつけてあり、これを開被すると、プラスチック管の先端が黄褐色粉末状物質中に埋つた状態になつてゐる。なお、プラスチック管内には、全般にわたつて化繊綿と認められるものがつまつてゐる。

(二) 板橋区氷川町一三番二号 板橋警察署仲宿派出所裏で発見した物件について

本資料の外観で、前記「(一)」の物件と対比して、(1)管体上部の黒色ビニールテープを巻きつけた形態、(2)管体下部に黒色ビニールテープが巻いてない、(3)プラスチック製スポイトの先端部分は切除してなく、側面に小孔が認められる、などが異なつて観察されるほかは、特に相違する点は認められない。

また、構造についても「(一)」の物件と特に相違した点は認められない。

2 資料の寸法等

物件を形成している各部分の寸法は、左記のとおりである

摘要

資料 (1)(一)

(2)(一)

1 管体

長さ	約一五	約一五
太さ	外径約四九・〇 内径約四六・五	外径約四九・〇 内径約四六・五
重量 (底を含む)	約五二〇	約五六〇

2 スポイト

長さ	約二八	約二八・九
容積目盛	表示	同
上		

3 プラスチック管

長さ	約二八	約二八・九
太さ	外径約六 内径約四	外径約六 内径約四

資料の外観は、別添写真第1図の(1)に示すように、鉄管と思われるものの上部と下部の一部に黒色ビニールテープを巻きつけ、先端にプラスチック製スポイトを備えたものである。

これは男物くつ下に、そのはき口を上方にした状態で収められていたが、そのまま水中に浸漬し、式昼夜経過後これを水から取り出して構造を検討したところ、左記のとおりであつた。

(1) 管体上部の黒色ビニールテープを取り除くと、別添写真第3図のAに示すような金属板(ほぼ円形のもので、その中央部分を残して周囲に花卉状態に刻みを入れ、これを管体に針金で式回緊縛して固定)がかぶせてありその中央部分の片寄つた一方にはほぼ方形に切除した部分があり、プラスチック製スポイトがこの部分を貫通して管体内肉に挿入されている。なお、前述のスポイトの先端部分は切除されており、その切口の下方に、赤鉛筆書きと思われる横線式本が認められる。

また、管体の下部(底にあたる方)の黒色ビニールテープを取り除くと、管体側面に釘の頭頂部がわずかに突出しているところ式か所があり、その対向部位に式か所の穴が認められ、これらを貫通している式本の釘を包含した状態で、鉛ようの板状のものが管体の底として装着されている。

(2) 管体内部には、別添写真第3図等に示すポリエチレンようの小袋に黄色結晶物質と同写真等に示す黒ビニールテープを巻きつけた長円形のプラスチック管が収められ、袋の口を糸で縛つたものが入つてゐる。なお、袋の中と管体内にそれぞれ少量の液体(黄色)が認められる。

(3) 前述のプラスチック管に巻きつけてある黒色ビニール

3 資料の薬品検査

(一) 資料(一)の管体内部のポリエチレン様袋に納められている黄色結晶物質、ポリエチレン様皮膜に包まれている黄褐色粉末状物質およびプラスチック管プラスチック製スポイトの水浸液について左記の試験をおこなつた。

(1) 黄色結晶物質について

この重量は約九〇〇グラムである。これに水を加え水溶性物質(黄色水溶液)と不溶性物質(淡褐色粉末)に分離し、各々試料1、2とした。

試料1については、これを一旦蒸発乾固し、エチルアルコールを加えて溶出分(黄色溶液)と不溶分(白色粉末)に分けた。溶出分は濃縮すると黄色結晶性物質が得られる。

ア 黄色結晶性物質の試験

(ア) 水溶液にシアン化ナトリウム溶液を加え加温すると赤褐色を呈する。

(イ) 水酸化ナトリウムアルカリ性溶液にブドウ糖を加え加温すると血赤色を呈する。

(ウ) エチルアルコールで再結晶をおこない、融点を測定すると二〇〇に加熱してもとけない。

(エ) 右記結晶について発光分光分析をおこなうと、ナトリウム(多量)を検出する。

(オ) 右記結晶について赤外分光光度計で性状を検査すると、ピクリン酸の塩と史料される吸収帯を生ずる

い。

- (カ) 水溶液に一〇%亜硝酸コバルトナトリウム溶液を加えるも黄色沈澱は生じない。
- (キ) 水溶液に過塩素酸を加えるも白色沈澱は生じない。
- (ク) 水溶液にピロアンチモン酸カリウム溶液を加えると白色の沈澱を生ずる。
- (ケ) 炎色反応は黄色炎を呈する。
- (コ) フェーリング氏試薬を加え煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。
- (サ) 塩酸を加えて一旦煮沸し、水酸化ナトリウム溶液で中和したのち、フェーリング氏試薬を加えて煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。
- 右記の試験から黄色結晶状物質の組成はビクリ酸ナトリウムと塩素酸ナトリウムの混合物と認められ、両者の配合比は次のとおりである。

ビクリ酸ナトリウム 約五〇%
塩素酸ナトリウム 約五〇%

と推定される。

- (2) 黄褐色粉末状物質について
これに水を加え、水溶性物質（蒸発乾固すると白色粉末）と不溶性物質（黄褐色粉末）とに分離し、左記の試験をおこなった。

ア 水溶性物質の試験

(イ) 水溶液は酸性を呈する。

(イ) 一〇%亜硝酸コバルトナトリウム溶液を加えると、黄色沈澱を生ずる。

(ウ) 過塩素酸を加えると白色沈澱を生ずる。

(エ) ジフェニールアミン硫酸試薬を加えると、濃青色を呈する。

(オ) 一〇%ヨウ化カリウム溶液および希硫酸を加えるとヨウ素を析出しクロロホルムを加え振盪するとクロロホルム層は桃色を呈する。

(カ) 五%硝酸銀溶液を加えるも沈澱は生じない。硝酸を加えたのち、亜硝酸ナトリウム溶液を少量加え、振盪すると白色沈澱を生ずる。

(キ) フェーリング氏試薬を加え煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。

(ク) 塩酸を加えて一旦煮沸し、水酸化ナトリウム溶液で中和したのち、フェーリング氏試薬を加えて煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。

イ 不溶性物質の試験

(ア) 発光分光分析をおこなうと水銀を検出する。

(イ) アンモニア水、ピリジンにとける。

(ウ) X線回析法によつて分析した結果より、面間隔dを求め、その値に相当する化合物はつぎのとおりである。

d (Å)	相当する化合物
四・〇九	イソシアン酸水銀
三・八八	"
三・〇九	"
二・七三	"
二・二二	"
一・九二	"
一・八〇	"

(3) 水浸液（プラスチック管、同スポイト）について

- (ア) 水溶液は酸性を呈する。
- (イ) 五%硝酸バリウム溶液を加えると白色沈澱を生ずる。この沈澱は希塩酸を加えてもとけない。
- (ウ) 一〇%酢酸鉛溶液を加えると白色沈澱を生ずる。
- (エ) 塩酸ベンジジン溶液を加えると白色結晶性沈澱を生ずる。

(オ) ロジノン酸バリウムの赤褐色を脱色する。

4 資料の機構の考察

両資料は、いずれも管体上部のスポイト中に硫酸が入れてあり、これらスポイトの先端に孔をあけるか、あるいは先端を除することにより、この硫酸がプラスチック管内の化繊綿をわつて徐々に流下し、プラスチック管の先端に縛りつけてあるポリエチレンよう皮膜に包まれた黄褐色粉末状物質に接し、化学反応をおこすことによつて、黄色結晶状物質の反応が誘起されるものと解される。

四 鑑定結果

1 資料(一)については、左記のとおりである。

(一) 資料(一)の管体内部に納められていた黄色結晶状物質は、クリン酸ナトリウムと塩素酸ナトリウム、トリニトロトルンの混合物である。その配合比は約七・一一・八二%と推定される。

(二) 資料(一)のポリエチレン皮膜に包まれた黄褐色粉末状物質、イソシアン酸水銀（雷汞）と塩素酸カリウムの混合物と認められる。

(三) 資料(一)のプラスチック管、同スポイトから硫酸が検出される。

2 資料(二)については、左記のとおりである。

(一) 資料(二)の管体内部に納められていた黄色結晶状物質は、クリン酸ナトリウムと塩素酸ナトリウムの混合物と認められる。その配合比は五〇・五〇と推定される。

(二) 資料(二)のポリエチレン皮膜に包まれた黄褐色粉末状物質、イソシアン酸水銀（雷汞）と塩素酸カリウムの混合物と認められる。

(三) プラスチック管、同スポイトから硫酸が検出される。

3 資料(一)、(二)の構造および機構については、鑑定経過「1」、「2」、「4」に示すとおりである。

右のとおり鑑定する。

本鑑定は、昭和四六年一〇月二六日着手し、昭和四七年二月一日終了した。

昭和四七年二月二五日

鑑 定 人

警 視 庁 科 学 検 査 所

警視庁技術吏員 和田 健 雄

警視庁技術吏員 青 山 喬

備 考

資料一式は本書とともに返却する。

但し、資料の中、鉄管式本は材質鑑定のため保管する。

昭和四八年五月二三日

警視庁科学検査所 長

公安部公安第一課長 殿

鑑定結果に関する照会について (回答)

昭和四八年四月二六日公公第一九五号をもって照会のあった件
に關しては、別添、副参事荻原嘉光作成の報告書のとおりであるか
回答する。

昭和四八年五月二三日

警視庁科学検査所

物理科長事務取扱

副参事 荻原 嘉光

警視庁科学検査所 長

司法警察員

警視 大友 喜 八 殿

いわゆるスポイト式手製爆弾の爆発威力の

照会關する回答について

昭和四八年四月二六日公公第一九五号を以て、公安部公安第一課
長司法警察員警視横内基康から依頼のあった、昭和四七年三月三〇
日付科合第二三〇の二板橋警察署長宛「鑑定結果回答について」に
關する左記照会事項についての回答は次のとおりであるから報告す
る。

記

照 会 事 項

昭和四六年一〇月二三日板橋警察署養育院前派出所において発
見された、いわゆるスポイト式手製鉄パイプ爆弾に關し、次の資
料を基礎とした爆発物の爆発威力について

資料 1

昭和四七年二月二五日付科合二三〇の二板橋警察署長宛「鑑定
結果回答について」に示されている爆薬の量および配合割合

資料 2

昭和四八年四月二六日付公公第一九四号「鑑定結果に關する
照会について」にもつき作成される内容の起爆薬の量および配
合割合。

爆発威力実験について

1 資料1および2にもつき左の如き実験用試料爆弾を作成し
た。なお試料爆弾の構造については別添構造図を参照されたい。

(一) 弾体の仕様

鉄パイプの寸法は

径 約五 cm

長さ 約一四・六 cm

肉厚 約〇・三五 cm

で底部に厚手の鉛板を釘を用いて固定(パイプに孔をあけて
釘を入れる)上部にはブリキ製蓋をとりつけ針金を巻き、さ
らに黒ビニールテープを巻きつけて固定した。

鉄パイプは溝造用炭素鋼管を用いた。

(写真(一)参照)

(二) 内容薬

トリニトロトルエン(TNT) 約八二%

ピクリン酸ナトリウム 約 七%

塩素酸ナトリウム 約 一一%

の配合割合からなる混合爆薬約九〇gをポリエチレン袋につ
めたものを原体に装てんした。(写真二参照)

(三) 記爆薬および起爆装置

ア、起爆薬

雷汞 約七〇%

塩素酸カリウム 約三〇%

の割合で配合されたいわゆる雷汞爆粉約〇・八gをポリエ
チレンシート(たて約七cm、よこ約七cmの方形のものを調
製)にくるみ、これに長さ約二〇cm、内径約〇・四cmのビ
ニール管を取付け、(ビニールテープで固定)ビニール管
には予めポリプロピレン綿をつめておき、ビニール管他端
には市販の文具用プラスチックスポイトを取付け、スポイ
トの頭頂物を切除して、この部分にプラスチック製漏斗を
取付けた装置物を用意した。(写真(一)(二)参照)

ニ、爆発実験

(一) 実験方法

前記漏斗にさらに長さ約一・二米内径約〇・四cmのビニール
管を接続し、他端にはガラス製漏斗を取付け、この部分を地上
の柱に固定し、一方爆弾本体は砂中深さ約五〇cmの位置に埋
した。(写真三参照)

次いで硫酸(試薬用一級)約五ccをガラス漏斗内に傾注し、
ビニール管内を流下させた。

(二) 試料の状況

硫酸を傾注してから約七分三〇秒を経過したとき、突然轟音
と共に砂がふきあがり、爆発が生じた状況が観察された。

爆発点には直径約一mのほぼ円形のクレーターが形成された。
(写真四参照)

爆発点付近の砂を篩等で選別し、破片をほぼ弾体に見合うと思
われる分だけ回収したところ写真(四)のとおり、ブリキ片五個、
鉄パイプ破片九個、その他試料爆弾構成物の破片若干を得た。
これらの破片および試料設置箇所付近には残薬はみられず、
且つ破片生成状況の観察により、内容薬は完爆したものと考え
られる。

(三) 比較実験

試料爆弾の硫酸 雷汞爆粉起爆装置に代って電気雷管を用
い、その他弾体、内容薬等の構成は試料と同じ状態で調製した
比較用爆弾を作成し(写真六参照)、砂中に五〇cm深さに埋設
し電気発破器を用いて爆破した(写真七参照)

この結果前の実験と同様に篩等で選別し集めた破片は写真(八)
のとおり、ブリキ蓋破片七個、鉄パイプ破片一八個、その他爆
構成物破片若干を得た。

なお爆発によつて形成されたクレーター直径は試料の場合と
ほとんど類似している。

三、実験考察

(一) 本件爆弾の起爆装置はスポイトとこれに接続する化繊綿を
めたビニールパイプおよびビニールパイプ先端にとりつけた雷
汞爆粉から構成されビニールパイプはほぼ一回巻きしてある。
硫酸はスポイトからパイプ内を通り、雷汞爆粉に到達し接触す
ることは資料2(公公一、一九四号)の記載で明らかである。
硫酸と雷汞爆粉の接触があれば、雷汞爆粉は発火爆発すること
が、本件資料の雷汞爆粉と硫酸を時計皿上で接触させ、このと
き発火爆発現象を生じた状況を観察してあるので確認され得る。

(一) したがって本実験では爆破実験所要時間の短縮と実験上の安全を考へて前述の「三」爆発威力実験について(三)起爆薬および起爆装置および2の(一)実験方法の各方法をとった。

硫酸は長いパイプを伝わって流下するのでパイプ壁に付着し、硫酸量が多分に消費されることを考慮して約五 ml をメスシリンダーにとつて漏斗から傾注したが、爆発後、スポイト内の硫酸残量は三 ml あった。

(三) 資料2(公公一、一九四号)記載の雷汞爆粉算出量は約一・一二 g であるが、本実験では〇・八 g の雷汞爆粉を用いた。

雷汞爆粉の起爆力は同一条件では薬量の増加と共に大きくなるから、一・一二 g を用いて実験を行えばさらに起爆力が大きくなるものと考えられる。

三 回答要旨

本件爆弾の如き構造では、硫酸が雷汞爆粉に、接触した段階において雷汞爆粉は爆発を生じ、その起爆力をもつて八二%のトリニトロトルエン、七%のピクリン酸ナトリウム、一一%の塩素酸ナトリウムの配合割合からなる約九〇 g の混合爆薬を完爆させることは可能であると認められる。

また、完爆した場合にはその威力は正規の電気雷管(六号)を用いて右混合爆薬を起爆させた場合に近いものと考える。

以 上

備考

本実験は日本化薬株式会社折尾工場において会社の協力を得て行ったものである。

昭和四十七年三月三〇日

板橋警察署長 殿

警視庁科学検査所長

鑑定結果回答について

昭和四十六年一〇月二六日付板公発第一〇〇八号をもつて依頼のあった鑑定は別添鑑定書のとおりであるから回答する

鑑 定 書

昭和四十六年一〇月二六日付板公発第一〇〇八号をもつて板橋警察長司法警察員警視北川正一から依頼のあった
被疑者 不詳
に対する爆発物取締罰則違反被疑事件に係る爆発物の鑑定

一 鑑定資料

手製爆発物と認められるもの 式個
ただし、いずれも直径約5cm、長さ約一五cmの頭部にビニール製スポイトが付いている鉄製パイプ

二 鑑定事項

資料の爆発威力について

三 鑑定経過

昭和四十七年二月二五日付科合第三〇一一の鑑定書にもとづいて、資料の構成、発火機構および爆発威力について鑑定した結果は左のとおりである。

1 資料の構成

(一) 板橋警察署養育院前派出所横で発見したもの(以下資料(一)と呼称する)は、鉄パイプ内の薬品(以下資料(一)の薬品の呼称する)がピクリン酸ナトリウム、塩素酸ナトリウムおよびトリニトロトルエンの混合物約九〇gからなり、配合割合は、重量比でそれぞれ七・一一・八二と推定される。

(二) 板橋警察署仲宿派出所裏で発見したもの(以下資料(二)と呼称する)は、鉄パイプ内の薬品(以下資料(二)の薬品と呼称する)がピクリン酸ナトリウムおよび塩素酸ナトリウムの混合物約一五四gからなりその配合割合は重量比でそれぞれ約五〇・五〇と推定される。

資料(一)および(二)の各薬品内には化繊綿をつめたビニール管と思われるものが内してあり、管の上端には、硫酸入ビニール製スポイトが、末端には、雷汞と塩素酸カリウムの混合物を入れたポリエチレンの包みが取付けてある。

2 発火機構

資料(一)、(二)のいずれもスポイト内の硫酸が流下し、化繊綿を伝って末端の雷汞・塩素酸カリウム混合物からなる起爆薬(以下起爆薬と呼称する)に接触し、これを発火爆発させ、その爆発エネルギーで薬品を点爆させる機構である。

右記爆発の性質については次のとおりである。

雷汞はそれ自体でも熱や衝撃に鋭感で激しく爆発する性質があるが、塩素酸カリウムをこれに加えると爆発熱は一層高められるので、起爆薬として用いる場合は、塩素酸カリウムを、雷汞八〇に対し二〇位混ぜるのが普通である。

右雷汞八〇、塩素酸カリウム二〇の混合物は雷汞爆粉と呼ばれ、このものは点火によつて激しく爆発的に燃焼する。

また雷管の如き金層管に充てんしたり、或る量の混合物を紙などに包み入れて点火すると、初め短時間の爆燃を経て爆撃

に移行する性質がある。

本件起爆薬の少量を採り、硫酸を接触させると、前記の点火と同様な燃焼を示す、これは、硫酸が起爆薬に含まれる塩素酸カリウムと接触し、化合発火することに起因する。

3 鉄パイプ内薬品の爆発力について

資料(一)、(二)の薬品は化学分析により変形しているため、新たに資料と同じ割合からなる薬品を調製し、それぞれ一〇gを採つてカスト猛度計を用い爆力(猛度)を測定した結果、銅柱圧縮量から換算して資料(一)の薬品は約七八〇、資料(二)の薬品は約六七〇の値を得た。

右測定値は新桐ダイナマイトを用い同方法で行つたときの測定値のそれぞれ資料(一)が八三%、資料(二)が約七〇%に相当する。

また、資料(一)、(二)の薬品は分析結果ならびに猛度計による実験で、六号雷管を用いて起爆した結果の状態からみて、火薬類取締法第二条に謂う爆薬に相当するものと考ええる。

四 鑑定結果

資料(一)および(二)は、(ア)硫酸 (イ)起爆薬 (ウ)薬品の系が有効に作用すれば爆発を起す可能性は充分あるものと考ええる。
仮りに起爆力が工業雷管程度とすれば新桐ダイナマイトに換算して資料(一)は約七五g、資料(二)は約八〇gの爆発効果が考えられる。

右のとおり鑑定する

本鑑定は昭和四十六年一月四日着手、昭和四十七年三月三〇日之を終了した。

昭和四十七年三月三〇日

鑑定人

警視庁科学検査所

警視庁技術吏員 萩原嘉光

○爆発物取締罰則違反被告事件

(昭和三十二年(あ)第三〇九号棄却)
(同三十四年七月三日第二小法廷判決)

『上告人』 被告人 金原 厚外二名 弁護人 林 百郎

『第一審』 長野地方裁判所諏訪支部

『第二審』 東京高等裁判所

○判示事項

爆発物取締罰則の効力

○判決要旨

爆発物取締罰則(明治一十七年太政官布告第三二二号)は、法律としての効力を有する。

『参照』爆発物取締罰則(明治一十七年太政官布告第三二二号)大日本帝国憲法第七六条第一項、法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

日本国憲法第九八条第一項 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

○主 文

本件各上告を棄却する。

○理 由

弁護人林百郎の上告趣意第一点について。
所論は、原判決が爆発物取締罰則を適用して被告人らを処罰した

1 白色粉末の試験

(ア) 水溶液にジフェニールアミン硫酸試薬を加えると濃青色を呈する。

(イ) 一〇%ヨウ化カリウム溶液および希硫酸を加えるとヨウ素を析出しクロホルムを加えて振盪するとクロホルム層は桃色を呈する。

(ウ) 水溶液に五%硝酸銀溶液を加えるも沈澱は生じないが、硝酸を加えたのち、亜硝酸ナトリウム溶液を少量加え、激しく振りまぜると白色沈澱を生ずる。

(エ) 水溶液に等容量の硫酸を加え、冷却後器壁にそつて硫酸第一鉄飽和溶液を流下するも褐色の輪帯は生じない。

(オ) 水溶液に一〇%亜硝酸コバルトナトリウム溶液を加えるも黄色沈澱は生じない。

(カ) 水溶液に過塩素酸を加えるも白色沈澱は生じない。

(キ) 水溶液にピロアンチモン酸カリウム溶液を加えると白色の沈澱を生ずる。

(ク) 炎色反応は黄色炎を呈する。

(ク) フェーリング氏試薬を加え煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。

(コ) 塩酸を加えて一旦煮沸し、水酸化ナトリウム溶液で中和したのち、フェーリング氏試薬を加えて煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。

試料2について左記の試験をおこなった。

(ア) 赤外分光光度計を用いて性状を検査すると、トリニトロトルエンに類似する吸収帯を得る。

(イ) 触点を測定すると八一℃でとける。

(ウ) 標準トリニトロトルエンと混合し、融点を測定すると八一・五℃でとける。

右記各試験から、黄色結晶状物質の組成はピクリン酸ナトリウム、トリニトロトルエンの混合物と認められ、その配合割合は左記のとおりである。

ピクリン酸ナトリウム 約七%

塩素酸ナトリウム 約一一%

トリニトロトルエン 約八二%

(2) 黄褐色粉末状物質について

これに水を加え、水溶性物質(蒸発乾固すると白色粉末)と不溶性物質(黄褐色粉末)とに分離し、左記の試験をおこなった。

ア 水溶性物質の試験

(ア) 水溶液は酸性を呈する。

(イ) 一〇%亜硝酸コバルトナトリウム溶液を加えると、黄色沈澱を生ずる。

(ウ) 過塩素酸を加えると、白色沈澱を生ずる。

(エ) ジフェニールアミン硫酸試薬を加えると濃青色を呈する。

(オ) 一〇%ヨウ化カリウム溶液および希硫酸を加えると、ヨウ素を析出し、クロホルムを加え振盪するとクロホルム層は桃色を呈する。

(カ) 五%硝酸銀溶液を加えるも沈澱は生じない。硝酸を加えたのち、亜硝酸ナトリウム溶液を少量加え、振盪すると白色沈澱を生ずる。

(キ) フェーリング氏試薬を加え煮沸するも赤褐色沈澱は生じない。

(ク) 塩酸を加えて一旦煮沸し、水酸化ナトリウム溶液で中和したのち、フェーリング氏試薬を加え煮沸するも

赤褐色沈澱は生じない。

イ 不溶性物質の試験

(ア) 発光分光分析をおこなうと水銀を検出する。

(イ) アンモニア水、ピリジンにとける。

(ウ) X線回析法によつて分析した結果より、面間隔dを求め、その値に相当する化合物はつぎのとおりである。

d (KX) 相当する化合物

四・〇九 イソシアヌ酸水銀

三・八六

三・〇九

二・七三

二・二二

一・九二

一・八〇

(3) 水浸液(プラスチック管、同スポイト)について

(ア) 水溶液は酸性を呈する。

(イ) 五%硝酸バリウム溶液を加えると白色沈澱を生ずる。この沈澱は希塩酸を加えても溶けない。

(ウ) 一〇%酢酸鉛溶液を加えると、白色沈澱を生ずる。

(エ) 塩酸ベンジデン溶液を加えると白色結晶性沈澱を生ずる。

(オ) ロジゾン酸バリウムの赤褐色を脱色する。

(二) 資料(二)の管体内部のポリエチレン様袋に納められている黄色結晶状物質、ポリエチレン様皮膜に包まれている黄褐色粉末状物質およびプラスチック管、プラスチック製スポイトの水浸液について左記の試験をおこなった。

(1) 黄色結晶状物質について

これらの重量は約一五四グラムである。エチルアルコールを加えて溶出分(黄色溶液)と不溶液(白色粉末)とに分離した。溶出分は濃縮すると黄色結晶性物質が得られる。

ア 黄色結晶性物質の試験

(ア) 水によくとけ、黄色を呈する。

(イ) 水溶液にシアン化ナトリウム溶液を加え加温すると赤褐色を呈する。

(ウ) 水酸化ナトリウムアルカリ性溶液にブドウ糖を加え加温すると血赤色を呈する。

(エ) エチルアルコールで再結晶をおこない、融点を測定すると二〇〇℃に加熱してもとけない。

(オ) 右記結晶について発光分光分析をおこなうと、ナトリウム(多量)を検出する。

(カ) 右記結晶について赤外分光光度計で性状を検査すると、ピクリン酸の塩と史料される吸収帯を生ずる。

イ 白色粉末の試験

(ア) 水によくとけ、液性は中性である。

(イ) 水溶液にジフェニールアミン硫酸試薬を加えると、濃青色を呈する。

(ウ) 水溶液に一〇%ヨウ化カリウム溶液および希硫酸を加えると、ヨウ素を析出し、クロホルムを加えて振盪するとクロホルム層は桃色を呈する。

(エ) 水溶液に五%硝酸銀溶液を加えるも沈澱は生じないが、硝酸を加えたのち、亜硝酸ナトリウム溶液を少量加え、激しく振盪すると白色沈澱を生ずる。

(オ) 水溶液に等容量の硫酸を加え、冷却後器壁にそつて硫酸第一鉄飽和溶液を流下するも褐色の輪帯は生じない。

とは、憲法第三一条、七三条六号但書に違反する旨主張する。ところで爆発物取締罰則は、なるほど所論の如く明治一七年太政官が「を奉じ布告第三二号として制定したものであつて、議会の関与により、成立したものではないが、右罰則は明治二二年に旧憲法が定されたとき、その第七六条第一項により「憲法に矛盾セサル現法令」であつて「理由の効力ヲ有ス」るものと認められ、現行

(明治四〇年法律第四五号)が明治四一年一月一日から施行するに当り同法施行法(明治四一年法律第二九号)第二二条第二項において「爆発物取締罰則第一〇条は之ヲ廃止ス」と規定されたのみで同罰則のその他の条項についてはこれを廃止若しくはその効力を否認するための何らの立法措置も講ぜられず、却つて右明治四一年法律第二九号及びその後の大正七年法律第三四号という帝國議會の協賛を経た旧憲法上の法律の形式をもつて改正手続が行われ、すなわち旧憲法の施行と共に旧憲法上の法律と同様の効力を有するものとして取扱われ、明治四一年に至つて形式上においても旧憲法上の法律と同一の効力を有することとなり、しかしてその後現行憲法施行後の今日に至るまで、右罰則が他の法令により廃止され若しくはその効力を否認するため何らかの立法措置の講ぜられた事實は更にはないものであるから、右罰則は法規としての効力を失つたものではなく、憲法施行後の今日なお法律としての効力を保有しているものといわなければならない。このことは明治一三年太政官布告第三六号により制定された旧刑法第二篇第四章第九節第二三四条のいふゆる公選投票賄賂罪の規定の効力を是認した当庁昭和二年四月六日大法院判決(刑集三卷四号四五六頁)の趣旨に徴し十分に肯首することができ、されば所論は採用することができない。

次に所論は、原判決には憲法一一条、一二条、一三条の違反があると主張する。しかし原判決は本件に対し前記罰則第三條を適用して被告人らを処断しているものであつて、所論が違憲を主張する同罰則六條、七條、八條を適用して処断しているのではないから、所論の主張は前提を欠き採るを得ない。

同第二点について

所論は判例違反を主張するけれども、實質は、被告人らは本件爆発物の隠匿所持につき原判決示気質沢動及び花岡照夫と共謀した事實がないという単なる事実誤認の主張に帰し、引用の諸判例はいずれも強盜罪又は強盜罪につき、数人共謀の上これらの罪を犯した場合に、共謀者中実行行為を全然分担しない者もなおこれらの罪の共同正犯としての罪責を免れることはできない旨を判示したものであつて、所論の点には適切を欠き、判例違反の主張としては適法でない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四〇八條により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 藤田八郎 裁判官 池田克 裁判官 河村大助
裁判官 奥野健一)

弁護人林百郎の上告趣意

第一点 原判決が「爆発物取締罰則」適用し被告人等を有罪と認定したことは新憲法に違反する。

即ち原判決の適用罰則たる「爆発物取締罰則」は元來明治一七年勅旨を奉じて布告された太政官布告と称するものであつて、これは明に憲法第三十一條並に同法第七十三條第六号但書に違反するものであつてこれによつて被告人等を処罰することは明に憲法違反である。

(一) 即ち憲法第三十一條は「何人も法律の定める手続によらなければその生命若しくは、自由を奪われ又はその他の刑罰を科せられない」と規定されておる。又憲法第七十三條第六号は内閣の制令制定権を規定しておるが、それによれば「この憲法及び法律の規定を實

施するために政令を制定すること、但し政令には特にその法律の委任がある場合を除いては罰則を設けることが出来ない」と定めてゐる。以上は日本國憲法が刑罰法定主義を原則として貫いておる精神からして當然の規定である。

(二) 而るに本件爆発物取締罰則は明治一七年十二月二十七日勅旨を奉じて太政官の布告として發布せられたものであつて何等法律制定の手續を経っていない。

(三) 抑々「爆発物取締罰則」と言われる太政官布告なるものは旧帝國憲法が制定せられる以前我が國に於いていまだ帝國議會すら設けられず三權分立の民主主義制度も確定されておらない明治の初期に當り當時澎はいとしてまき起つて來た熾烈な自由民權運動即ち議會開設運動を抑圧するために封建的天皇制的絶対主義的官僚の行政が天皇の名のもとに一方的に發布したものであつて全く人權を無視して治安を維持する名目の下當時の絶対主義的天皇制を擁護しようとしたものであつて、内容的にも又手続的にも近代民主主義に反するものであり殊にその制定手續において根本的に法律制定の手續を経ておらない無効のものである。

(四) 而して現行憲法の精神からするならば主權は在民であり(憲法前文)すべての法律並に罰則は國民の自由なる意思にもとづいて作成されておる國會に於てそのすべてが律せられなければならないにも拘らず(憲法第四十一條)本件「爆発物取締罰則」は新憲法下における國會を通じて民主主義的に主權在民の精神を基調として國民の總意によつて再検討を経たおらず單なる命令による太政官の布告を以て新憲法下における日本國民を死刑、無期七年以上の懲役の最高刑罰によつて処罰するが如きは到底許されるところである。(憲法第九十八條)以上の主張は終戦後連合國による占領政策遂行のため發せられた連合國最高指令官によつて發せられた各政令すら我が國が獨立した後は新憲法に照してすべての効力を喪失せしめ再検討をうけておる処をみても又當然の主張と言わざるを得ない。

(五) 抑々本件爆発物取締罰則が太政官の布告として發布せられた治十七年頃是我が國科學の水準は燈火としてはいまだ電燈は一般にせず主としてガス燈や石油ランプが用いられ更に交通の便としては馬車が用いられてゐる頃であつてダイナマイトは最大の偉力を發揮する爆発物であつた。

然るにそれより七十年を経た今日核爆発が最高度に發達し一瞬にして何十万人という人類を殺傷する核爆発物即ち原子爆発並に水素爆発物が發見され、しかも音速の四倍又は五倍の速力をもつ無人誘導弾も發見されておる今日依然として原始的なダイナマイトをもつてこれ等核爆発物と同一列に於て危険視し死期無期に値する危険爆発物として取締することは全く科學の發達を無視し罪刑法定主義を無視した暴言である。

(六) 更に又爆発物取締罰則は次の点に於ても違憲の法規なりと言わざるを得ない。(1) 右の罰則は憲法第十一條、第十二條、第十三條に違反する法規である。即ち右新憲法の各條章によれば國民の基礎的人權と國民の個人の自由は嚴格に保障されておる處であるが「爆発物取締罰則」によれば單に爆発物を「所持」しておること(第七條)又は「發見」してこれを警察官吏に「告知」しないこと(第七條)又は犯罪あることを認知して警察官若しくは危害を被らんとする者に告知しない場合(第八條)等迄を夫々処罰の対象にするがきは著しく、個人の自由を保証する新憲法の精神に反するものと云わざるを得ない處である。(2) 現行英米法に於ても爆発物及び銃等所持すること自体はこれを処罰の対象とはしておらない。ただの爆発物又は銃等を使用することによつて何らかの社會秩序が具體的に破られ刑法上の罪が犯された時始めてその反社會的狀態と性質、破壊性が処罰の対象とされておるのである。果して然らば今我が國新憲法下に於ては、爆発物に対する犯罪の取締に於ては現

法を以てして充分その取締は可能であつて敢て明治十七年太政官
告なるものを持ち出す必要を全然認めないところである。

以上「爆発物取締罰則」は明治十七年当時澎としてまき起つてき
た自由民権運動を絶対主義的天皇制、封建的官僚制度の立場を擁護
する立場に於て之を弾圧する目的をもつて布告されたものであり、
この適用は治安保持の名の下時の官憲の主観によつてどうにでも運
し得る罪刑法定主義の厳格な規定を欠いておる取締法規であり爆
発物の定義についても全くその厳格さを欠いておるものであつて新
法下の今日当時その効力を認め得ない取締法規である。然るにも
らずこの取締法規をもつて被告人等を処断した原判決は明に憲法
違反するものであつて此の点上告の理由ありと謂わざるを得ない。
第二点 原判決は共同謀議共同正犯の認定に於て従来の最高裁判所
の判例と相反する判断をして居る。

(一) 即ち原判決は本件爆発物の使用目的の判断に於て「被告人片倉、
同船沢は本件爆発物等の所持につき治安を妨げ又は人の身体的財産
を害せんとする目的の認識を欠いておると主張するからこの点より
按ずるに、なるほど昭和二十八年二月九日被告人船沢方における川
岸村細胞会議の席上においては本件爆発物を如何なる目的の下に隠
匿所持せんとするかにつき特段の話し合いがあつたことは証拠上明
らかでないけれども」と判示し少くとも昭和二十八年二月九日の川
岸村細胞会議に於ては本件ダイナマイト使用目的については何ら謀
議のなされなかつたことを判示して居る。然るにも拘らず原判決が
共同謀議共同正犯を認定する理由として次の如く判示して居る「なお
その後被告人片倉、船沢及び金原、花岡等の出席した数回の川岸村
細胞会議においても前記のいづゆる軍事方針は確認されておること
明らかでありまた気賀沢は右花岡と犯意を連絡して本件爆発物等を
入手所持していたことも明らかであり、しかも気賀沢が昭和二十八
年二月九日被告人船沢方において開かれた川岸村細胞会議に出席し
たのは一に花岡の推薦によるものであり当日花岡より川岸村細胞員
に対し本件爆発物等が現に気賀沢方にある旨をつげられ且つ同人及
気賀沢より交々これが隠匿保管について相談を受けたものである
ら被告人片倉、同船沢、同金原においては直ちに本件爆発物等は
記のいづゆる軍事方針に基づき花岡を通じ気賀沢によつて武器とし
て蒐集されたものであると感得察知したものと解することはむしろ
理上当然でありこれを非難する論旨は採用できない」と判示して
居る。即ち原判決によれば本件ダイナマイトの使用目的について二
月九日の細胞会議では特段の話し合いはならなかつたが従来の経緯
として「感得察知」出来た筈と解することはむしろ条理上当然で
しう。而して従来の共同謀議共同正犯の態様として単に「感得察
知なる共謀の態様を認定した最高裁判所の判例は見当らない。抑
謀共同正犯は客観的には犯罪の実行行為なきにも拘らずこれが
たものと擬制して刑事責任を負わせるものであつて「行為なけ
れば処罰なし」の刑事責任の原則の例外をなすものであり罪刑法定
主義の例外と言うも過言でない。従つてこれが認定は極めて厳格に
されなくては、基本的人権を侵害する危惧ありと言わざるを得な
い。而して本件の如く川岸村細胞は所謂軍事方針なるものを採択し
ておるのであるから本件ダイナマイトについても口では言わなくて
腹の中では皆な分つていた筈であると言ふような判断をするとな
ると此は極めて危険な思想裁判に陥る危険がある。

一 体原裁判所が判示している川岸村細胞が討論したと称する「
我々は武装の準備と行動を開始しなければならぬ」なる表題の論
議とその討論の結果約した「警察等権力機関に対する武力斗争及び
これが実行に必要な武器の蒐集獲得」とは何時誰がどのようにして
何處で行ふことを約したものであろうか、仮にそのようなこと
川岸村細胞会議で討論されたとしてもそれは思想上の討論であつ
たことをもつて具体的に社会秩序が破壊される危険ありとして刑事

責任を追求すべき筋合のものではない。原判決の如きは明に被告人等
の抱懐する思想を処罰せんとするものであつて極めて危険な傾向を
言わざるを得ない。

(二) 而して仮に川岸村細胞に於て前記の如き討論がなされたものと
して一体その討論(昭和二十七年四月)と昭和二十八年二月九日気
賀沢によつて持出されたダイナマイトの隠匿の話が関係ありと
被告人等が認識したとは何をもちて認定するのであろうか。即ち原判
決判示によればそれは「感得察知」できた筈だという、然らば一
被告人等は何をもつて「感得察知」したと言ふのであろうか。少く
とも被告人等が本件ダイナマイトに付いて認識を持ち得た機会には
昭和二十八年二月九日の細胞会議の席上のみである。而してその席上
では原判決も言うが如く「如何なる目的の下に隠匿所持せんとする
かにつき特段の話し合いがあつたことは証拠上明かでない」のであ
る。特段の話もないのに「感得察知」がどおして出来得ようか。本
件記録に徴するに二月九日の細胞会議の際に於て気賀沢からダイナ
マイトの隠匿の話が持出された時、被告人金原(無罪となつた手塚
と共に)の如きは一言も発言しておらないのである。一言も発言な
いのに又ダイナマイトの使用目的には一言も話が出てないのに「感
得察知」をもつて共同謀議共同正犯となすは余りにも共同謀議共同正犯の範
囲を拡大するものであつて斯の如きは明かに従来の判例の示すこと
ろに反すると同時に憲法で保証する基本的人権を侵害するものと
言わざるを得ないのである。

四 結局原判決は被告人等は日本共産党細胞員であるから言葉で
さなくとも腹の中では分りきつて居る筈だと言ふことになる。然ら
ば原判決は他人の腹の中を探つて処罰すると言ふことになり、この
ようなことは罪刑法定主義の原則から云つて許されない処である。
又仮りに被告人等が細胞員であり共産党員であるから口には出さな
くても心の中では意思連絡していたのだとするならば同じ共産党員
である手塚が無罪になつて居ることはどう云う理由であらうか。地
区委員として細胞を指導するために出席していた手塚が無罪である
限りその指導の下に会議をしていた細胞員は当然無罪であるのが組
織の原則からして当然ではないか。この点も原判決は不審である。
当日の細胞の話し合の性格について地区委員である手塚が「結論は
出なかつた」と云う報告を上級機関に出しており(手塚自己批判書
かつ無罪になつて居るのに細胞員でもない部外者気賀沢の主観的考
えて細胞の話し合の性格が決定されてしまうのもおよそ非常識極
まる判断である。

(三) 更に一件記録を徴するに二月九日の細胞会議では本件ダイナマ
イトを誰れが何處へ匿すと云う具体的結論も出ていないのに、即ち
一審判決によつても被告人等の発言はせいぜい片倉吉吉は「どの位
の量か、どの位の大きさか」と問い「梅でも漬ける瓶の様な物に入
れて置いたらどうか、俺の家にもこの位の瓶があるが」と述べたも
のとされ又被告人船沢多喜男も「そこらの小屋へ隠して置けば見付
かつても誰れが隠したものか何處へ使うんだか判らないしいじや
ないか」と述べ結局「橋原の方へでも隠して置くさ」と云つたと云
うに過ぎないのに花岡方畑の證言に気賀沢、花岡が共同のもとに
匿した責任を因果関係をもちて結びつけて共同正犯とすることは余
り一審判決でも単に船沢、片倉に幫助罪を認めたに過ぎないのであ
る。即ち原判決が昭和二十七年四月の川岸細胞会議の討論を昭和二
十八年二月九日の細胞会議と結びつけ更に全細胞員に、気賀沢、花
岡の二人のみの行為を結びつけて共同謀議共同正犯と認定する事は
共同謀議共同正犯の理論の余りに行き過ぎた拡大解釈であり従来の判例
をもつてしてもかくの如き共同謀議共同正犯の拡大解釈は許されざるも
のであり此の点原判決につき上告の理由あるものとす。

最高昭和 年(れ) 八二六同 年十二月 四日二小
同 同 年(れ)一二七九同 年十二月二十四日二小
同 昭和二十二年(れ) 一一六同 年十二月 一日一小
同 昭和二十二年(れ) 二〇三同二十三年 三月 十三日二小
同 同 年(れ) 二八〇同 年 七月二十九日大法院

○参 照

第二審判決の主文及び理由

主 文

原判決中被告人金原同片倉同鮎沢に関する部分を破棄する。

被告人金原同片倉同鮎沢を各懲役一年六月に処する。

但し右被告人等に対し本裁判確定の日から三年間いずれも右各刑の執行を猶予する。

原審の訴訟費用中国選弁護人湯淺泰左鑑定人勝繁、遠藤恒義、町田欣一に各支給した分を除きその余の全部及び当審の訴訟費用は全部右被告人等三名の連帯負担とする。

被告人手塚についての検察官の本件控訴を棄却する。

理 由

本件控訴の趣旨は末尾添附の長野地方検察庁諏訪支部検察官事務取扱検察官検事大津広吉及び被告人鮎沢同片倉の弁護人林百郎並びに被告人鮎沢同片倉各本人の夫々差し出した各控訴趣意書記載のとおりであり、答弁は同じく末尾添附の被告人金原同片倉各本人の夫々差し出した各答弁書記載のとおりである。

弁護人林百郎の控訴趣意第一点(1)(2)第三点第四点第六点についてよつて按ずるに本件訴訟記録並びに原審及び当審における証拠調の結果を彼此綜合して考えれば被告人金原、片倉、鮎沢は花岡照夫、氣賀沢動と共に謀のうえ治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的をもつて昭和二十八年二月十二日頃から同年三月二日頃まで原判示爆発物等を長野県諏訪郡川岸村字橋原地籍花岡清一方諸穴蔵外一ヶ所に夫々隠匿して所持したものであること明らかであり原判示の如く被告人金原が前記共謀に加わらなかつたものと認められないことは勿論、被告人片倉同鮎沢が単に花岡、氣賀沢の本件爆発物等の所持を補助したに過ぎないものとも認められない。論旨第一点の(1)は被告人片倉同鮎沢は本件爆発物等の所持につき治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的の認識を欠いていると主張するからこの点につき按ずるに昭和二十八年二月九日被告人鮎沢方における川岸村細胞会議の席上においては本件爆発物等を如何なる目的の下に隠匿所持せんとするかにつき特段の話し合いがあつたことは証拠上明らかでないけれども被告人片倉同鮎沢並びに被告人金原及び花岡はいずれも川岸村細胞員であり、これより先すでに昭和二十七年四月中旬川岸村横内功方において被告人片倉、鮎沢、金原及び細胞員たる花岡照夫、横内功等が参集して川岸村細胞会議を開いた際「我々は武装の準備と行動を開始しなければならぬ」なる表題の論文につき討論をなした結果出席上一同は右論文において要求されている警察等権力機関に対する武力闘争及びこれが実行に必要な武器の蒐集獲得等について互に協力実践することを約し、更にこれが担当の責任者として横内を選任し、同人より出席者一同に對し武器の準備及び行動に出るのに必要と考えられる武器の入手を心がけられ度い旨の要請を受けるや全員これを承諾しており、なおその後被告人片倉、鮎沢及び金原花岡等の出席した数次の川岸村細胞会議においても前記のいわゆる軍事方針は確認、再確認されておることは明らかであり、また氣賀沢は右花岡と犯意を連絡して本件爆発物等入手所持していたことも明らかであり、しかも氣賀沢が昭和二十八年二月九日被告人鮎沢方において開かれた川岸村細胞会議に出席したのは一に花岡の推薦によるものであり、当日花岡より川岸村細胞員に対し本件爆発物等が現に氣賀沢方にある旨をつげられ且つ同人及び氣賀沢より交々これが隠匿保管について相談を受け

たのであるから被告人片倉同鮎沢同金原においては直ちに本件爆発物等は前記のいわゆる軍事方針に基き花岡を通じ氣賀沢によつて武器として蒐集されたものであると感得察知したものと解することはむしろ条理上当然でありこれを非難する論旨は採用できない。なお論旨は本件取締当局が日本共産党を弾圧破壊せんとする政治的意図の下に氣賀沢動をスパイとして利用し強いて本件を惹起せしめたものであると主張するけれどもこれを認めるに足る証拠は存しないから所論もまた採用できない。

被告人片倉万吉本人並びに被告人鮎沢多喜男本人の各控訴趣意について
本件訴訟記録並びに原審及び当審における証拠調の結果を彼此綜合して考えれば原審が被告人片倉同鮎沢の所為をもつて単に花岡氣賀沢の本件爆発物等の所持を補助したに過ぎないものと認定していることは判決に影響を及ぼすべきこと明らか事実誤認の違法をおかしたものと云うべく、むしろ被告人片倉同鮎沢は花岡、氣賀沢及び被告人金原等と共に謀のうえ本件犯行に及んだものと認めるのを相当とすること前記弁護人林百郎の控訴趣意について説示したとおりであり、原判決挙示の各関係部分の証拠を綜合すれば原判示第一点第一の(一)、(二)の事実及び同(三)四の外形的事実は優にこれを認めるに足り、原判決挙示の各供述調書各尋問調書が検察官または裁判官の不当な威圧誘導等によつて作成されたものであるとは認められない。又氣賀沢動が取締当局のスパイとして被告人等に接近し強いて本件を惹起せしめたものと認めるに足る証拠は存しない。各所論はいずれも独自の見解に基いて原審の自由な心証に委ねられている証拠の取舍を非難するに帰し到底採用することはできない。

長野地方検察庁諏訪支部検察官事務取扱検察官検事大津広吉の控訴趣意第一点第三点について
所論に鑑み本件訴訟記録並びに原審及び当審における証拠調の結果を精査し論旨の指摘する諸般の情状を斟酌して考えると被告人金原同鮎沢は氣賀沢動、花岡照夫等と共に謀のうえ治安を妨げ又は人の身体、財産を害しようとする目的で原判示爆発物等を原判示場所にて夫々隠匿して所持したこと明らかであり、原審が被告人金原は右の共謀に加つておらなかつた点及び被告人片倉同鮎沢の所為をもつて氣賀沢、花岡等の本件犯行を補助したに過ぎないものと認定した点はいずれも判決に影響を及ぼすこと明らか事実誤認というべくこの点に関する論旨は理由がある。しかし被告人手塚については同被告人が前記共謀に加つたと認めるに足る証拠がないから原審が同被告人に對し無罪を言い渡したことは相当でありこの点に関する論旨は理由がない。なお論旨は被告人手塚が本件犯行につき共謀が認められないにしてもすくなくとも爆発物取締罰則第八條違反の犯罪が成立することは明らかであるから原審が検察官に對し刑事訴訟法第三百二十二條第二項に基き訴因の変更を命じなかつたのは審理不尽であり判決に影響を及ぼすべきこと明らかな訴訟手続の法令違反であると主張するけれども同被告人において前同罰則第三條の犯罪のあることを認知したと認めるに足る証拠は存しないからこの点に関する所論は採用できない。

よつて検察官の被告人手塚についての、本件控訴は理由がないから検察官の被告人手塚についての、本件控訴は刑事訴訟法第三百九十六條によりこれを棄却し検察官の被告人金原同片倉同鮎沢に対する控訴はいずれも理由があるから原判決はこの点において破棄を免れない。よつて林弁護人の控訴趣意第六点検察官の控訴趣意第二点について
の判断を省略し刑事訴訟法第三百九十七條により原判決中被告人金原同片倉同鮎沢に関する部分を破棄し但し当裁判所は同法第四百條但し書により直ちに判決をすることができると認め更に本件について判決をする。

(罪となるべき事実)

被告人金原厚同片倉万吉同鮎沢多喜男は気質沢勤花岡照夫と共謀のうえ治安を妨げ又は人の身体財産を害せんとする目的をもつて昭和二十八年二月十二日頃から同年三月二日頃までの間爆発物であるダイナマイト（四十五瓦のもの）五十本、長さ約十米の導火線一本及び長さ約二十五厘の導火線一本を長野県諏訪郡川岸村字橋原地籍の花岡清一方藪穴蔵に、工業用雷管四十本を同県同郡同村字橋原一万二百五十七番地花岡清一方居室に夫々隠匿して所持したものである。

（証拠目録）（省略）

（法律の適用）

法律に照らすと被告人金原同片倉同鮎沢の判示所為は爆発物取締罰則第三条刑法第六十条に各該当するところ所定刑中懲役刑を選択し各被告人につき犯罪の情状憫諒すべきものがあるから刑法第七十一条第六十八条第三号により酌量減輕をなした刑期の範囲内において被告人を懲役一年六月に処し但し諸般の情状いづれも右刑の執行を猶予するのを相当と認め刑法第二十五条第一項により各被告人に対し本裁判確定の日から三年間右各刑の執行を猶予し原審並びに当審における訴訟費用については刑事訴訟法第八十一条第八十二条により主文第四項掲記のとおりこれを負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。（昭和三十一年一〇月二九日東京高等裁判所第五刑事部）

判
決

大阪府大阪市福島区対込町三
五番地 無職

昭和二年六月二日生

石の者に対する爆発物取締罰則違反被告事件について、昭和四七年一月十七日東京地方裁判所が言い渡した判決に対し、被告から控訴の申立があつたので、当裁判所は、検察官本田啓昌、弁護人森本宏一郎出頭し、審理し、次のとおり判決する。

主
文

本件控訴を棄却する。

当審の未決勾留日数中二七〇日を原判決

の本刊に算入する。

当審における訴訟費用は、全部被告人の

負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人森本宏一郎および被告人が差し出した各控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これらを引用する。

弁護人の控訴趣意第一点（法令適用の誤りの主張）について。

所論は、(一)爆発物取締罰則は、旧憲法の
制定前の明治一七年、太政官が勅旨を奉じ
法律三三号として制定したものであつて

生舞三三号として制定したものであ
 会の関与により成立したものでない
 、命令としての効力しか保有せず、昭和

二、早法律七五号一条により、すでに失効したものであり、仮りにそうでないとしても

モ
妨
ケ
又
ハ
人
の
身
体
財
産
ヲ
害
セ
ン
ト
ス
ル
目

(2) 同罰則。一条の構成要件のうち、治安

出は、その概念が極めて不分明・不明確
 であつて、魔法三一条に違反する(3)同罰則
 一條の規定する同一違反の行為に於て、

一、條の規定する刑罰は極めて苛酷であり、
憲法三六條に違反する、(4)同罰則一條は、
主として行爲者の「治安妨害目的」を禁ず

理由としているから憲法一四条に違反する

旨主張する。

取締罰則は旧憲法の施行と共に、その七六
條一項により、旧憲法上の法律と同一の効

力を認められたもので、昭和二十二年法律七
二号一条では命令に該当するものとされて
ゐるが、現行憲法施行百もなからず、

の初力を保有するものと解される（最高裁
昭和二十四年四月文部省同三十四年二月三日、

同四七年三月九日判決参照）が、所論は採用できない。次に所論2の点について

同罰則一条の「治安ヲ妨ケル、人の身体財産を害セントスル」という用語は、文理上もそれなどあいまいでなく、同罰則の趣旨目的に照らして合理的に解釈されるべきであるから、その意味するところには、おのずから限界があり、決して不分明・不明確であるとはいえない（前記昭和四七年三月九日最高裁判決参照）。所論の違憲の主張は、前提を欠き、採用できない。さらに所論(3)の点については、憲法にいう「残虐な刑罰」とは、不必垂な精神的・肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰を意味するものと解するのを相当とする（昭和二年六月三日最高裁判決参照）から、この点に關する所論も前提を欠き、採用できない。また所論(4)の点については、同罰則一条は、爆発物の有する強大な破壊力にみよひ、その使用行為を処罰の対象とするものであり、もとより単なる「治安妨害目的」を処罰するものではなく、同条項所定の目的をもつて所定の行為をすべし、その行為主体の思想、信条、身分にならわりなく、何人をも処罰されるものである。憲法一四条に違反するものではない。この点の論旨と理由がない。

被告人の控訴趣意が三項（憲法違反の主張）について。

革命運動は、要するに、爆發物取締罪具に、階級斗争を圧殺するために、重

刑を規定した、蓬瀛の立法であるというが、同罰則は、爆発物の使用が公共の安全と秩序

序を害し、人の生命、身体、財産に危害を及ぼす可能性が極めて大であることにかん

がみ、これに嚴罰をもつて臨んでゐるにすぎない」と解されるから、所論は前提を欠き採用すべきでない。

弁護人の控訴趣意が二点（事實誤認）並びに被吉人の控訴趣意が一点（法令錯誤の

誤り)および同第三点(事實誤認)に(のい

原判示事實は、原判決のなかける証拠により十分に認めることなきを記録および

証拠物を精査し、なつ、当審の事實取調べの結果に徴しても、原判決の事實認定に判

決に影響を及ぼすことの明らかな誤認であるとは考えられない。また法令の解釈適用に誤りがない。以下各論ごとに検討する。

(一)にも誤りがない。以下各論二とに判明する。
 構造、銃火装置等とは、本件爆弾の内容物
 所論は、原判示は、被告人和田建雄他一

名作の回覧書（以下和田鑑定書とい
う。）および鑑定へ萩原嘉光作成の回覧書

膳本以下、秋原鑑定書といふ。この二冊は、
て認定した。二冊の鑑定書は、
吉人

の便用した爆弾とすりなわつた他の爆弾に
ついで鑑定した疑いがあり、結局原判決は

証拠によらずに爆發物と認定した誤りがあるという。

官に如する供述調書謄本、司法警察員小林
 慶一、即作戒の実況見分調書謄本、同人作成

の「爆発物鑑定処分令」もなう見分状況に
ついでと題する書面（以下小林報告書と

和田健雄の供述を総合し、当審における
和田鑑定書、原審公判廷における

人の尋問の結果に依すると、被告人が原告

全一の相当高度の危険性をもつと認めらるるものであれば足りると解されるから、前記のようち構造を有する本件爆弾は、同条の爆発物に当ると認めるのが相当である。弁護人引用のラハ木弾に關する昭和三八年一月一七日付最高裁判決（原審福岡高裁昭和三十六年八月三十一日）は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は理由がない。

台護人の控訴趣意才三点（量刑不当）につ
 いて。
 記録によれば、本件は、週報政治組織で
 ある共産同 R G に所屬する被告人が、同組
 織の計画した都内数ヶ所の警察官派出所に
 一斉に時限爆弾を設置して爆破させ、社会
 不安を惹起しようという戦術に加わり、本
 件爆弾設置の責任者となつて、これを本件
 派出所裏に設置したという事案であり、石
 犯行の罪責、態様、目的、動機、本件爆弾
 の破壊力、地方の人心に与えた不安と衝撃
 被告人の果した役割等に照らし、被告人の
 刑事責任はきわめて重大であり、被告人に
 前科がないこと、幸い爆弾が不発に終つた
 ことその他所論指摘の被告人に有利な事情
 を十分斟酌しても、原判決の量刑は相当で
 あり、不当に重いと考へられない。論旨
 は理由がない。
 そこで刑法三九六条、刑法二二条、刑
 訴法一八一一条一項本文に則り、主文のと
 り判決する。

東京高等裁判所第二刑事部

裁判長裁判官 横川敏雄

裁判官 中島卓見

裁判官 斎藤 精一

資料

爆裂物取締罰則説明

第一条 本則ニ爆発物ト称スルハ火薬取締規則ニ載スル所ノ火薬劇発火薬ヨリ成立スルモノニシテ數動摩擦若クハ導火の作用ニ由テ直ニ爆発スル物ナリ。夫レ爆発物ノ使用如何ニ由テ其國家ニ大害ヲ与フルハ欧米各國ノ方ニ憂慮シテ之ヲ撲滅スルニ急ラサル所ナリ。凡ソ非常ノ大害アルモノヲ禁遏セント欲スルニハ亦必ス特別ノ法律ヲ以テ処置セサル可ラス。是レ即チ本則ヲ設クルノ今日ニ必要ナ所以ナリ。本則ニ於テ最モ患ミテ痛ク禁遏ヲ加ヘント欲スルノ主眼ハ一爆発物ヲ使用ス

凡ノ國金ト集使申スル物量トニ在リ。貨ニ寄
 毛他ニ危害ヲ与ヘント欲シテ爆発物ヲ使用ス
 ルモノハ其治安ヲ妨クルト人ノ身体財産ヲ害
 スルトヲ問ハス之ヲ同一ノ刑ニ処ス。他ナシ
 其危害ヲナスノ大小輕重ニアラスシテ爆発物
 ヲ使用スルノ目的ト又其使用シタル物品ノ爆
 発物タルトヲ惡ミテナリ。此場合ニ於テハ自
 力ヲ之ヲ使用シタルモノヲシテ之ヲ使用セシ
 メタルモノ、又其目的ヲ遂ゲタルモノ目的ヲ遂
 ゲザルモノ、統テ本条ニ捌テ処断スルモノトス。
 然レトモ尋常火藥ヲ銃砲発射ニ使用シタル者
 ハ普通刑法ニ依テ之ヲ処分ス。例ハ八國事犯
 一揆暴動ノ類其犯人中火藥ヲ爆発物トシテ使
 用シタル者ハ本条ニ依リ、銃砲発射ニ使用シ
 タル者ハ普通刑法ニ依テ処分ス可シ。人ノ身
 体財産ニ對スル者モ亦同シ。

第二條 第一條ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セ
ント欲シ、既に其準備ヲ為シ將ニ之ヲ発セン
トシテ未タ之ヲ発セサルノ際ニ於テ発覺スル
モノハ、既に之ヲ使用シタルヨリ稍其害ノ輕
キヲ以テ第一條ノ刑ヨリ一等又ハ二等ヲ減シ
無期徒刑有期徒刑ニ如スルモノトス。本條ニ
所謂爆発物ヲ使用セントスルノ際トハ、譬ヘ
ハ爆発物ヲ地中ニ埋メ又ハ之ヲ携帶シテ犯所
ニ至ルモ未タ其時期ニ至ラサルカ若クハ其時
機ヲ失シタル時ニ於テ發覺シタル場合ヲ指ス
ナリ。若シ夫ノ準備ヲ為シ爆発セシメンカ為
メ点火スルト雖トモ導火ノ不通或ハ他ノ障礙ニ
因リ意外ニ爆発セサルカ如キハ、彼の爆発物
ヲ投シテ發セス又ハ命中セサルト同一ノ所為
ナルヲ以テ第一條ニ拘テ如斷シ、本條ヲ適用
スルノ限ニアラス。

第三條 本案ハ爆発物ヲ使用セントシテ其準備ヲ為スモノヲ罰スルモノトス。所謂準備トハ、爆発物及其使用ニ供スヘキ器具ノ製造、輸入、注文ヲ為シ又ハ之ヲ所持スルモノ是レナリ。是レ全ク準備ニ止リテ第二條ノ指サニ之ヲ使用セントシテ兇覚シタル者ニ比スレハ稍又輕キモノナレハ一等ヲ減シ重懲役ニ処スルモノトス。

第四條 人ヲ脅迫シ又ハ教唆煽動シテ罪戾ヲ
 犯サシメントスルモ未タ其事ヲ行ハサレハ普
 通刑法ニ於テ刑ヲ加フヘキノ限ニアラスト雖
 トモ、本則ニ於テハ既ニ特別ノ法律ヲ以テ大
 害ヲ制スルモノナレハ、其脅迫教唆煽動ニ止
 リ及ヒ同志相謀テ未タ其事ニ著キセサルモノ
 ト雖トモ、其暴悪ノ所業ヲ為サントスルノ謀
 略ナレハ準備ヲ為シタルモノノ刑ニ一等ヲ減
 シ輕懲役ニ処スルモノトス。

第五條 犯罪ノ用ニ供スルヲ知リ器具ヲ給与シ其他予備ノ所為ヲ以テ正犯ヲ幫助シタルモノハ普通刑法ニ於テハ從犯トナシ正犯ノ刑ニ一等ヲ減スト雖トモ、本則ニ在テハ特ニ之ヲ重クシ、爆発物若クハ其使用ニ供スヘキ器具ノ製造輸入等即チ第三條正犯ノ求需ニ應スルモノノ如キハ正犯ト同一ノ刑ニ処スルモノトス。

第六條 凡ノ罪ヲ斷スルハ其犯罪ノ証明
白ナルヲ待テ之ヲ罰スルモノト雖トモ、本
則ニ在テハ本人ニ於テ第一條ニ記載シタル
犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト
ハハサル以上ハ、其犯罪ノ証明十分ナラサ
ルモ本條ニ拘テ斷スルモノトス。

第七條 爆発物ヲ発見スルトハ、譬ヘハ人
ノ路上ニ遺失シタルヲ拾ヒ得タルカ又ハ人
ノ故意ヲ以テ其部内ニ埋蔵隱匿シタルモノ
ヲ見出シタルカ如キ是レナリ。而シテ之ヲ
拾ヒ得又ハ見出シタル者ヘハ直ニ之ヲ警察
官吏ニ告示スルノ義務ヲ負ハシメ其罰金ニ
付センコトヲ恐レテ本條ノ罰金ヲ設クルモ
ノトス。

第八條 凡ソ人ノ犯罪アルコトヲ認知シタ
ル時警察官ニ告知シ又ハ其危害ヲ被ラント
スル人ニ告知スルカ如キハ通常事件ニ於テ
ハ固ヨリ其義務ナシ。唯之ヲ告発スルコト
ヲ得ルニ止トマルト雖トモ本則ニ在テハ特
ニ國民タル者ヲシテ此義務ヲ負ハシメ亦其
再犯ニ付スルヲ恐レテ本條ノ刑ヲ設クルモ
ノトス。

第九條 本則ニ記載シタル即チ第一條ヨリ
第五條ニ至ルノ重罪犯人ハ其搜索拿捕ヲ嚴
密ニセサルヘカラス。故ニ該犯人ヲ藏匿シ
若クハ隠避セシメ又ハ其犯罪ヲ免レシメン
コトヲ圖リ罪証トナルヘキ物件ヲ湮滅シタ
ル者ハ本條ニ拘テ斷スルモノトス。其
輕罪犯人ニ係ルモノハ普通刑法ニ拘テ之ヲ
斷ス。

第十條 爆発物ノ使用シ易キハ兒童幼年ノ
者モ亦之レナキヲ保ツヘカラス。若シ滿
ニ歳以上ニ至ル未滿ノ者ニシテ本則ニ記載
シタル重罪ヲ犯ストキハ其害ノ及フ所他ノ
以用者ト輕重スル所ナシ。故ニ本則ニ在テ
ハ普通刑法ノ第八條第一條ニ拘ラス
シテ滿ニ歳以上ノ者ト同一ノ刑ニ処スル
モノトス。但十六歳未滿ニシテ果シテ是非
ノ辨别ナキ者ニ至テハ普通刑法ニ拘テ之ヲ
斷ス。

第十一條 第一條ニ記載シタル目的ヲ以テ
第二條第三條第四條ノ予備陰謀ヲ為シタル
後ト雖トモ、未タ爆発物ヲ使用セサルノ前
ニ於テ官ニ自首シタルカ如キハ、其危害ヲ
為スニ至ラサルヲ以テ全ク本利ヲ免シ本條
ノ監視ニ付スルモノトス。第五條ノ犯罪者
ノ如キハ、爆発物若クハ其器具ノ製造輸入
販賣等ニ著手スルノ後ト雖トモ亦前ニ同シ、
抑本則ノ嚴法ヲ設クルニモ拘ハラズ獨リ本
條ニ於テ自首免刑ノ法ヲ設クル所以ノモノ
ハ即チ爆発物ノ最大危險ナル力ヲ為メニ特ニ
自首ノ門ヲ開キ發覺ノ速力ナルヲ促スモノ
ナリ。

第十二條 本則ニ記載スル各條ノ刑ハ總テ
普通刑法ヨリ嚴且重シト雖トモ或ハ其輕キ
モノナシトス。譬ヘハ皇室ニ對スル罪、
國事犯ニ關スル罪ノ如キ是レナリ。此等ノ
如キハ宜ク其重キニ從テ罰スヘキモノニシ

テ必ス本則ニ拘テ斷スルノ限ニアラサル
モノトス。

われわれが六九年 赤軍派との党派斗争をめぐしたものは『目的意識的党建設』であり第二次ブントの欠陥であった権力斗争に対する戦斗性と同時に有していた自然発生性、無政府主義的な斗争に対して『党の革命』『党員の革命』『綱領的団結の党』を対置してたかつたことは第一に評価するべき成果と意義を有しています。このわれわれの党建設の正しかったことは連合赤軍が七一年六・一七以降武斗斗争の全戦線を統合するというイミにおいても、追いつめられた非合法状況を打破するために銃によるせん滅へと向かい、奪取した銃と味方を団結させる銃と敵をせん滅する銃とプロ独の銃として銃によるせん滅戦にすべてをかけ、銃をにぎれる人の要素、共産主義論として個人に死ねる決意をせまり、敗北した。この連赤の敗北を塩見氏は銃撃戦(戦術)↓規律問題(組織問題)↓人の要素(共産主義論という思想問題)として総括し、資本主義批判の正しさを認め、系統的、原則的な党建設をしなけりばならないとして、七・六の総括をしているのである。またわれわれの二二・一八の現である資本主義批判も六九年のRの武斗斗争を総括することによってその物質的基礎を獲得したのであった。われわれの場合は六九年Rの武斗斗争(戦術)↓非合法↓共同生活における規律問題(組織問題)↓赤報論争(思想問題)として我々はブント内党派斗争の成果として二二・一八に党の思想的立脚点を獲得したのである。では何故赤軍はあれほどの戦斗性と六九年来武斗斗争をけん引してきたにも拘らず、六九年大ぼさつでの敗北、H・J・M作戦の中で塩見氏の総括しているような系統的、原則的な党建設を獲得する立場を得ることができなかったのか。それはわれわれによつて批判されたように、権力斗争に対する自然発生性と無政府主義、戦斗団主義こそが彼ら自身の党建設を不断に解体してきた悪しき根源であり、連赤敗北の原因です。森恒夫氏の手紙によれば、赤軍の内部で『目的意識的党建設』のほう芽は第一ゲリラ隊の中から成長しつつも、銃撃戦の前には党内斗争として組織するまでに至らず、自然発生的な銃撃戦の前に解体されているのである。われわれと赤軍の権力斗争および党建設はわれわれの方が「正しい立場」に立っていたとしてその政治的立場を確認することが重要な政治総括の視点であると考えます。

では何故にわれわれ二二・一八路線派は「正しい立場」に立ちつつも七一年一〇月権力斗争の重要な極面に於て分裂せざるを得なかつたのか。それはわれわれの党建設が六九年以来「目的意識的党建設」という正しい立場を有しながらも第二次ブントの党内党派斗争の中で日和見主義的悪しき党派斗争主義に陥っていたことと原因があります。例えば六九年以来一貫して軍事反対派・合法主義者としての烽火派をわれわれRが秋期武斗斗争を開始した段階においてさえも彼らの軍事反対派としての本質と斗争し解体することができなかったばかりか党が最も非合法活動を要求される一〇月時点でわれわれの体内から脱走させたことを総括しなければなりません。赤報の如く烽火を単なる脱走分子としてあざ笑つても烽火派とわれわれの政治的立場を明確にする以上ではなく自らの悪しき側面を総括し自らの強さとすることはできません。赤報派はわれわれが過去もつていた「党派斗争は権力斗争でありそれは党建設である」といった党派斗争を中心とする党建設をおし進めていたからこそ、軍事反対派である烽火派を自らの体内に存在することを許してきたのである。党内党派斗争中心の党建設は観念的な「口での一致」的な団結の質を有しており日和見主義的な団結の質ではありません。ですからわれわれが荒派との党内斗争を組織しても組織内荒派⇔烽火派を解体することができず、二派止揚八派解体を路線化しても組織内八派である烽火派を粉砕することができないのです。「目的意識的党建設」を権力斗争第一として争えないところにわれわれの党建設の日和見主義的体質として二二・一八路線の限界があるのです。ですから二二・一八

路線にしても、八派解体⇔反スタマルクス主義の解体が主要な内容であり、A氏にみられる如く荒、中核、革マル、社共を党派斗争で解体した後始めて権力がみえてくるし、権力斗争になるといつた党派斗争のゴジラ化が公然と主張されていたのであった。

四・二八以後始めて二派止揚八派解体として修正され登場してきたのであり、この二派止揚八派解体の路線は二二・一八当時の党派斗争主義を濃厚に有してはいましたが権力斗争を斗かうにあつて権力斗争の内容は明らかにしなくとも二派止揚にみられる如く、われわれの武斗斗争に対する政治的立場は示されており、権力斗争への過渡的方針として評価できるものです。また組織内部においては「三・六規律」の作成と軍事優先主義として無意識ではありましたが、党内斗争を開始したと考えます。権力斗争の過渡的内容として「三・六規律」と「軍事優先主義」を採用した時始めて烽火派と斗かえる党内斗争の武器を手に入れることができたのです。しかしながらわれわれが烽火との党内斗争を不十分に示かたかた得なかつたのは「口での一致、実践での不一致」が示しているごとく権力斗争との関係で十分に彼らとの党内斗争を進められなかつたところにわれわれの限界性があつたのです。それは確かに烽火派との党内状況に規定されていたのですが、「三六規律」は烽火派との党内斗争にとつて有効な武器とはならなかつたのです。この「三・六規律」は地下体制の確立に向けて合法主義・無政府主義との斗争を第一とする内容ではありましたが、権力との関係においては六九年Rの武斗斗争二、七一年荒派を物理的に解体するために必要とされた権力斗争の質の二点であつたと思います。「三・六規律」は一部の人達にとつては日々の規律として理解され実践されていましたが、党総体としては未だそこまで政治K察との斗争を開始してはいたわけではなく具体的な権力斗争に対する規律というよりも抽象的な権力斗争の目的意識的外部注入といったものでした。われわれは「三・六規律」を獲得しつつもその「三・六規律」を具体的党内斗争の武器として使いたくす物質的基礎⇔権力斗争を獲得してはなかつたと思います。ですからどちらかといえば、規律のおしつけの状況とならざるを得ず、党指導部そのものも厳格に守つてはいたわけではありませんから「三・六規律」を武器とした党内斗争を行えず、軍事優先主義の党内斗争も有効には作用しなかつたわけです。この当時において唯一「三・六規律」が行使された処分問題について述べてみます。「ミット」二号において述べていますがよりくわしく記します。事の起りは党内文書を権力のガサの前に一度ならず二度までも押収されるといった失態、また私達が「三・六規律」の規定に従つて党のK察として各隊にガサをした時、党内秘密文書が有つてはならない所から発見されたことの二点です。このことによつて通称P氏は処分され消耗したことは記憶していると思います。まずこの党内ガサをやるにあつて私達の内部で論争がありましたが、第一の主張はこの党内ガサを純粋に党の非合法維持の機能としてとらえ、これこれの違反がありましたと報告するだけの任務第二は違反を発見することによつて、斗争し指導していくといった傾向です。この第二の意見は私ですが、結局は第一の意見に敗北してしまい、私が党への報告に関して、絶対処分することを強く働きかけたので、処分反対派をおしきつて処分が決定されたのです。この当時の処分問題を考えてみると、この処分が単に違反があつたから処分するといったことではなく、「三・六規律」の思想性にまで至るつまり、合法主義、無政府主義との斗争として烽火派への党内斗争をしゃ定に入れたものとしては組織することとができませんでした。しかし私が主張したことは無意識的ではありましたが、烽火派への党内斗争といった方向性は有していました。私も含めた党指導部の中には烽火派に限らず自分達がP氏と同罪であることを知つていたからこそ処分問題も弱ごしだったのであり、ましてや「三・六規律」を武器とした烽火派に対する党内斗争はやりきれないと無自覚的に判断してはいたためであつたと考えます。結論としてわれわれはこの段階では「三・六規律」

